

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年4月5日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	ニュー・グローバル・バランス・ファンド
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年4月6日から平成30年10月4日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ニュー・グローバル・バランス・ファンド

（愛称として「世界一周」という名称を用いることがあります。）

以下「当ファンド」といいます。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「世界一周」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

### （５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

（ 6 ） 【 申込単位 】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（ 4 ） 発行（ 売 出 ） 価 格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（ 7 ） 【 申込期間 】

2018年4月6日から2018年10月4日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（ 4 ） 発行（ 売 出 ） 価 格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（ 9 ） 【 払込期日 】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（ 4 ） 発行（ 売 出 ） 価 格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【 その他 】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークの取引所または銀行の休業日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

#### ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、次の各投資信託に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- a．グローバル好利回り債券マザーファンド
- b．アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）
- c．グローバル好利回り株式マザーファンド
- d．中小型株マザーファンド
- e．アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）
- f．グローバル・リート・マザーファンド

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## (ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式、債券および不動産投信であり、ファンドの収益はそれぞれの市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年6回（隔月）	目論見書または信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
<b>追加型</b>	<b>内外</b>	その他資産 ( ) <b>資産複合</b>

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	<b>グローバル</b> <b>(日本を含む)</b>		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券	<b>年6回(隔月)</b>	欧州		
一般				
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債				
その他債券	日々	オセアニア		
クレジット属性 ( )	その他 ( )	中南米	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	<b>なし</b>
不動産投信		アフリカ		
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券(資</b> <b>産複合(株式、債</b> <b>券、不動産投信)資</b> <b>産配分固定型))</b>		中近東(中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2006年12月20日  
2007年4月20日

信託契約締結、設定、運用開始。

投資対象とするマザーファンドの一部の入替えを実施（「中小型株・オープン・マザーファンド」から「中小型株マザーファンド」に変更）。

### （３）【ファンドの仕組み】

#### イ 当ファンドの関係法人とその役割

##### （イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

##### （ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

##### （ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

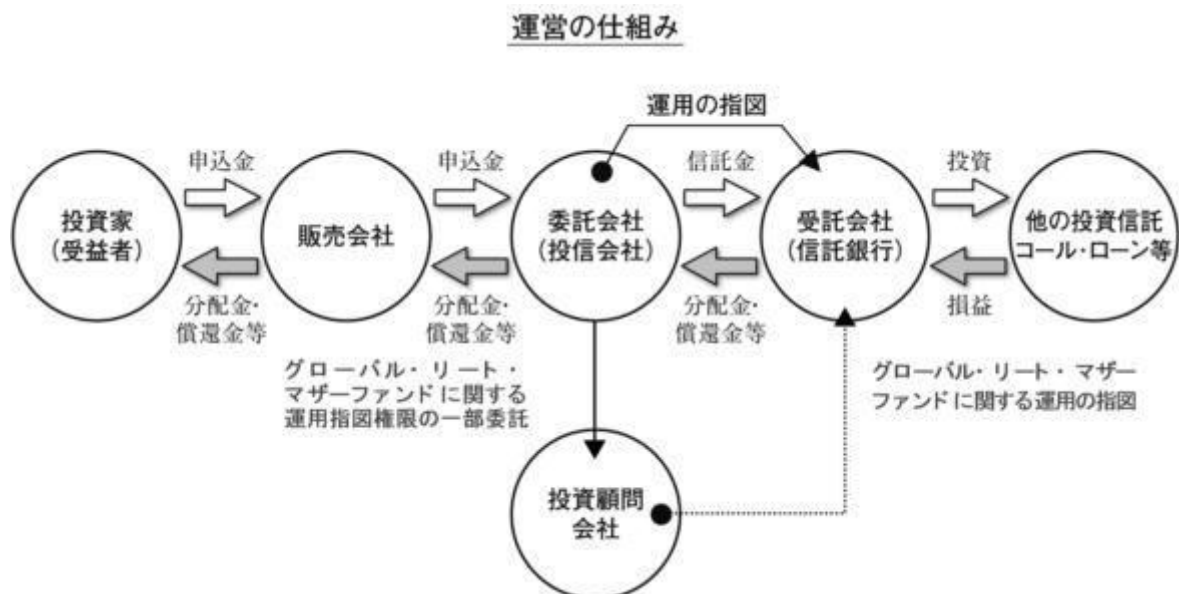
##### （ニ）投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、グローバル・リート・マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称：BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.

役割：当ファンドが主要投資対象とするグローバル・リート・マザーファンドに関する資金配分（為替取引を含む）およびリート取引にかかる運用の指図を行います。

運用委託先を、以下「BNPパリバ・アセットマネジメント・グループ」ということがあります。



#### ロ 委託会社の概況



## (イ) 資本金の額

2,000百万円（2018年1月31日現在）

## (ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立  
 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録  
 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可  
 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合  
 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更  
 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得  
 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更  
 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

## (ハ) 大株主の状況

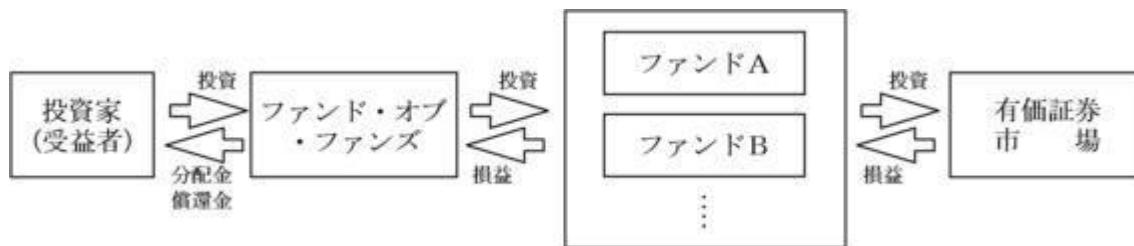
(2018年1月31日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

## ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

### 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## イ 基本方針

当ファンドは、次の各投資信託に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- a. グローバル好利回り債券マザーファンド
- b. アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）
- c. グローバル好利回り株式マザーファンド
- d. 中小型株マザーファンド
- e. アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）
- f. グローバル・リート・マザーファンド

## ロ 投資態度

(イ) 内外の債券、株式、不動産投資信託（リート）を主要投資対象とする6つの投資信託に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

(ロ) 各投資信託への基本投資比率は以下の通りとします。

- a. グローバル好利回り債券マザーファンド：35%
- b. アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）  
：15%
- c. グローバル好利回り株式マザーファンド：15%
- d. 中小型株マザーファンド：10%
- e. アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）  
：15%
- f. グローバル・リート・マザーファンド：10%

(ハ) 基本投資比率からの乖離は、一定の範囲を設けて調整を行うものとします。

(ニ) 実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

(ホ) 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

## a. グローバル好利回り債券マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	先進国債券（含む日本）
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

## b. アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）

運用会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
主要運用対象	新興国債券
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

## c. グローバル好利回り株式マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	先進国株式（含む日本）
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## d．中小型株マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	日本株式（中小型）
運用の基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。

## e．アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
主要運用対象	新興国株式
運用の基本方針	長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

## f．グローバル・リート・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社 <sup>(注)</sup>
主要運用対象	先進国リート（含む日本）
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

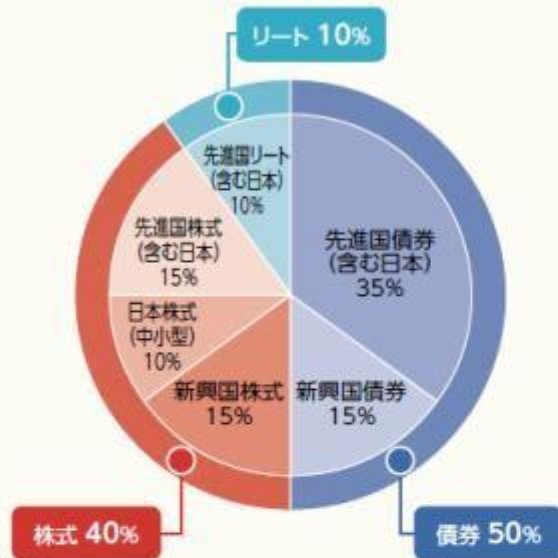
（注）BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.に運用指図に関する権限を委託します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の（参考情報：投資対象とする投資信託の概要）をご覧ください。

## ファンドの特色

1

国内外の債券・株式・不動産投資信託（リート）に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的なインカム収入（利息・配当収入）の確保を目指します。



### ▶ 基本投資比率

債券：株式：リート＝50：40：10

先進国：新興国＝70：30

●運用は以下の投資信託を通じて行います。

	資産	名称	運用会社
債券	先進国債券(含む日本)	グローバル好利回り債券マザーファンド	三井住友アセットマネジメント株式会社
	新興国債券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン株式会社
株式	先進国株式(含む日本)	グローバル好利回り株式マザーファンド	三井住友アセットマネジメント株式会社
	日本株式(中小型)	中小型株マザーファンド	三井住友アセットマネジメント株式会社
	新興国株式	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン株式会社
リート	先進国リート(含む日本)	グローバル・リート・マザーファンド	三井住友アセットマネジメント株式会社*

\*BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.に運用指図に関する権限を委託します。

2

原則として隔月（奇数月）分配を目指します。

- 隔月決算（決算日は奇数月の9日、休業日の場合は翌営業日）を行い、配当等収益を中心に安定した分配を目指します。
- 売買益等については、基準価額水準・市場動向等を勘案して、毎年1月、7月の決算時に分配する予定です。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ▶ 分配のイメージ

	1月 決算	2月	3月 決算	4月	5月 決算	6月	7月 決算	8月	9月 決算	10月	11月 決算	12月
配当等収益を 中心に分配	¥		¥		¥		¥		¥		¥	
売買益等から 分配	¥						¥					

※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

3

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 分配金に関する留意事項

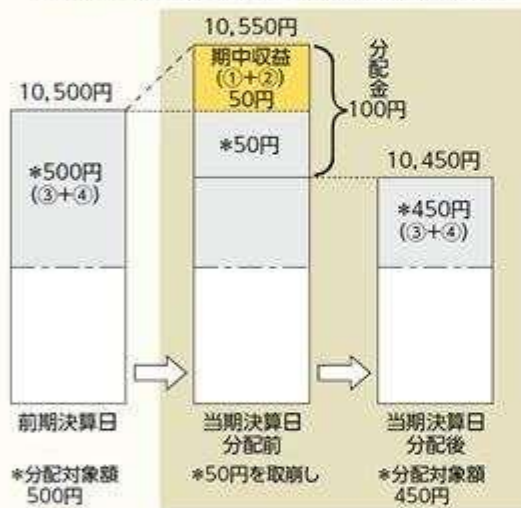
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



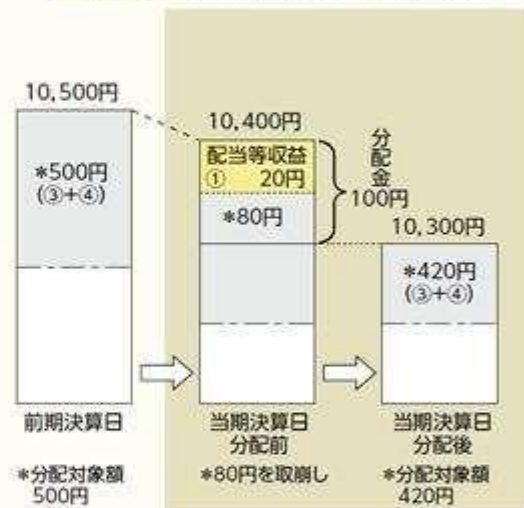
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### （計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

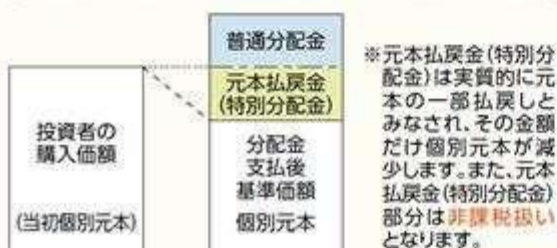


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## (2)【投資対象】

## イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

## ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル好利回り債券マザーファンド」、「グローバル好利回り株式マザーファンド」、「中小型株マザーファンド」および「グローバル・リート・マザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)受益証券
2. アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)受益証券
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
6. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
7. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、親投資信託、第1号、第2号、第6号の証券および第7号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

## ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「(1)投資方針」の記載をご覧ください。



## (3) 【運用体制】

## イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

## (イ) 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

## (ロ) 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

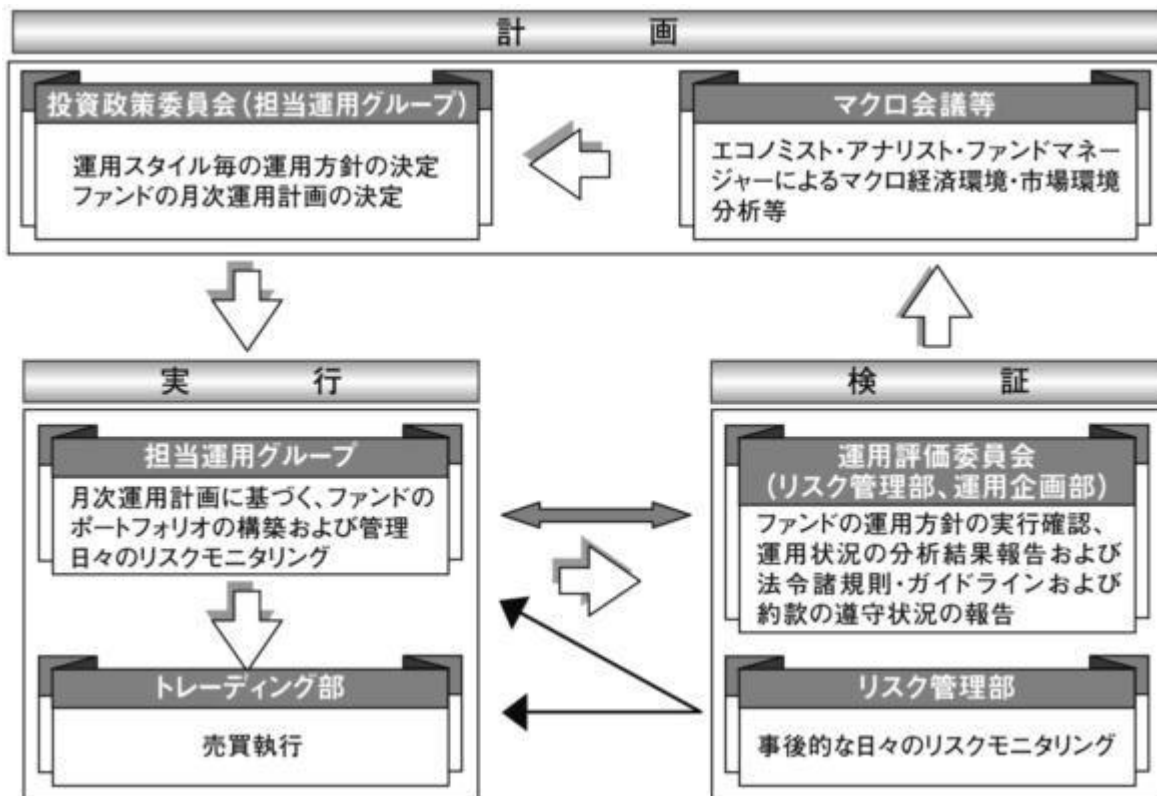
## (ハ) 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。

また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

## 〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は11名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

#### 【参考情報】BNPパリバ・アセットマネジメント・グループの運用体制

BNPパリバ・アセットマネジメント・グループでは、不動産はローカルな資産クラスであり、不動産関連有価証券投資には現地市場の知識が必要であると考えています。各国・地域のきめ細かいリサーチを実施することが、良好なリターンを獲得するための重要なプロセスであると考えております。

また運用手法は、トップダウンとボトムアップを組み合わせた投資プロセスを堅持しています。トップダウンのパートでは、ポートフォリオの国別配分を決定します。国別配分戦略の決定に際しては、配当利回りの水準、その水準の予想持続可能性、為替見通し、十分な分散の実現度合い等が重要なファクターとなります。ボトムアップのパートでは、個別銘柄のポートフォリオへの組入れを決定します。個々のリートは、経営陣の強さ、不動産ポートフォリオのクオリティ、財務の健全性、証券の流動性などによって詳細な個別銘柄の分析を行います。

#### ロ 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先に対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託の内容に齟齬がないかを確認します。また、定性・定量面における運用委託先の評価を継続的に実施します。

運用委託先管理部会において運用委託先との契約について年1回見直しの検討および継続可否判断等を行い、運用実績に優位性がある等の合理的理由のないままでの契約の継続は行いません。

#### (4)【分配方針】

毎年6回(原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月の9日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「(1)投資方針」と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

#### (5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

実質投資割合とは、ファンドが保有するある種類の資産の評価額がファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のファンドが組み入れている投資信託証券における組入比率に当該投資信託証券のファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

## 二 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## ホ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の対円での為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## ヘ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
  - (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

## 法令に基づく投資制限

### イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

### ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：投資対象とする投資信託の概要)

## 追加的記載事項

### ■投資対象とする投資信託の投資方針等

#### ▶グローバル好利回り債券マザーファンド

主要投資対象	世界の主要国の公社債
運用の基本方針	世界の主要国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
決算日	原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他の費用	その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.1%
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## ▶アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)

形態	国内籍投資信託
主要投資対象	アライアンス・パースタイン・新興国債券マザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
決算日	原則として毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対して年0.8208%(税抜き0.76%)
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	一部解約時に0.25%
委託会社	アライアンス・パースタイン株式会社
投資顧問会社	(マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先) アライアンス・パースタイン・エル・ピー アライアンス・パースタイン・リミテッド アライアンス・パースタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・パースタイン・香港・リミテッド
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## ▶グローバル好利回り株式マザーファンド

主要投資対象	世界の主要国の上場株式
運用の基本方針	世界の主要国の上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	●株式への投資割合には、制限を設けません。 ●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
決算日	原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他の費用	その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## ▶中小型株マザーファンド

主要投資対象	日本の取引所に上場している株式
運用の基本方針	主として、日本の取引所に上場している株式のうち、中小型株に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	●株式への投資割合には、制限を設けません。 ●外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
決算日	原則として毎年4月および10月の8日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他の費用	その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	一部解約時に0.2%
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## ▶アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)

形態	国内籍投資信託
主要投資対象	ABエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)
主な投資制限	●株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決算日	原則として毎年5月29日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対して年0.972%(税抜き0.9%)
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	一部解約時に0.5%
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
投資顧問会社	(マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## ▶グローバル・リート・マザーファンド

主要投資対象	日本を含む世界各国において上場している不動産投資信託(リート)
運用の基本方針	主として日本を含む世界各国において上場しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	●リートへの投資割合には、制限を設けません。 ●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
決算日	原則として毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他の費用	その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### 3【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主に内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）を投資対象としており、その価格は、保有する株式、債券およびリートの値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

#### （イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### （ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### （ハ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### （ニ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

#### （ホ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



**（ヘ）カントリーリスク**

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

**（ト）市場流動性リスク**

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

**（チ）ファミリーファンド方式にかかる留意点**

当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

**（リ）換金制限等に関する留意点**

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

**ロ 投資リスクの管理体制**

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

**【参考情報】BNPパリバ・アセットマネジメント・グループの運用リスク管理体制**

- ・BNPパリバ・アセットマネジメント・グループのリスク管理は、様々なレベルで行われます。ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオのポジションを毎日チェックし、戦略的トップダウン・ポリシーと整合性が取れているかどうか、また、運用ガイドラインで許容された範囲におさまっているかを確認します。
- ・ポートフォリオの運用リスクをマルチ・ファクター・モデルによる要因分析によって、正確に把握します。また、運用実績の要因分析によって、リスクとリターンとの整合性もチェックします。
- ・運用ガイドラインとの整合性を分析・管理するシステムにより、遵守すべき運用ガイドラインと実際のポートフォリオの運用状況を運用部門だけではなく、リスク管理部およびコンプライアンス部門も監視します。
- ・リスク管理部およびコンプライアンス部門が、ポートフォリオが運用ガイドラインで許容されている配分からの逸脱を発見した場合には、運用部門に投資一任契約の規程に従って、逸脱を解消する行動を取るよう指示します。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### 〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

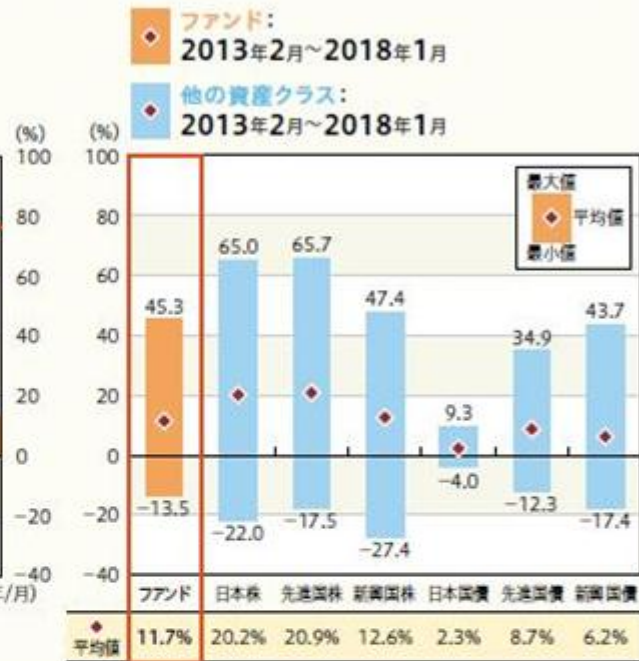
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### 〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が発行した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が発行した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.24%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

##### (2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

## (3) 【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.35108%（税抜き1.251%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。 信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします（投資対象とするリートにおいても、運用報酬等の負担があります。）。 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.551%	ファンド運用の指図等の対価
	販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.05%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。 委託会社の報酬には、グローバル・リート・マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受ける投資顧問会社の報酬（ファンドに組み入れられている当該マザーファンドの評価額に対して上限年0.5%）が含まれております。		
投資対象とする投資信託	年0.26892%（税抜き0.249%）程度 （基本投資比率による試算）		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年1.62%（税抜き1.5%）程度 （基本投資比率による試算）		

## (4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、年2,160,000円（税抜き2,000,000円）を上限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

当ファンドが組み入れる他の投資信託の一部では、その委託会社、受託会社の業務の対価として、信託報酬を支払います。また、その他、当該他の投資信託の諸経費は、その信託財産から支弁されます。この費用は、当該他の投資信託の基準価額に反映され、結果的に当ファンドがその持分に依りて負担することになります。なお、現在、当ファンドが投資を行っている他の投資信託については、取得時、換金時に手数料はかかりません。

リートを主要投資対象とするマザーファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、マザーファンドの約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリートの銘柄や構成比は流動的となります。

リートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。

したがって、委託会社において、マザーファンドが組み入れる様々なリートの費用等を網羅的に調査し、当ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

#### （５）【課税上の取扱い】

##### イ 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

##### ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

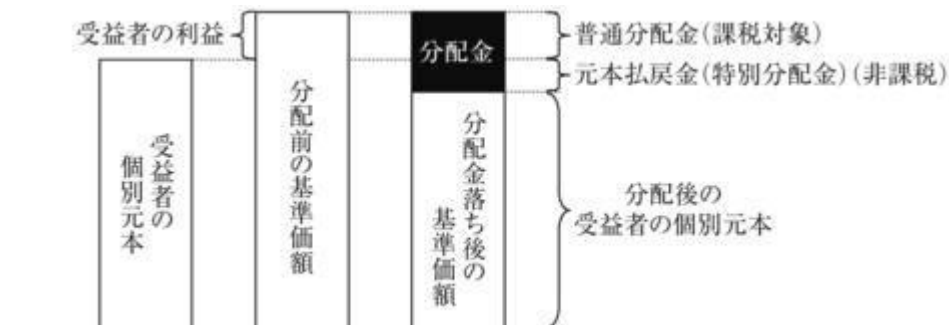
##### ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### ・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合  
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。  
非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

## ニュー・グローバル・バランス・ファンド

2018年 1月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	367,428,698	29.41
親投資信託受益証券	日本	868,301,290	69.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,737,149	1.10
合計(純資産総額)		1,249,467,137	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## ニュー・グローバル・バランス・ファンド

## イ 主要投資銘柄

2018年 1月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り債券マザーファンド	281,815,957	1.5922	448,707,366	1.5539	437,913,815	35.05
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り株式マザーファンド	83,700,107	2.2707	190,057,833	2.2329	186,893,968	14.96
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	95,181,615	1.9613	186,679,701	1.9505	185,651,740	14.86
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	184,227,180	1.0291	189,593,398	0.9867	181,776,958	14.55
日本	親投資信託受益証券	中小型株マザーファンド	31,514,415	3.9288	123,813,834	3.9309	123,880,013	9.91
日本	親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	50,994,839	2.4463	124,753,577	2.3456	119,613,494	9.57

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。



## □ 種類別の投資比率

2018年 1月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	29.41
親投資信託受益証券	69.49
合計	98.90

## 【投資不動産物件】

ニュー・グローバル・バランス・ファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

ニュー・グローバル・バランス・ファンド

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

## ニュー・グローバル・バランス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定4期 (2008年 7月 9日)	9,298,803,322	9,559,382,602	8,621	8,861
特定5期 (2009年 1月 9日)	5,673,180,555	5,891,418,192	5,545	5,755
特定6期 (2009年 7月 9日)	6,015,023,078	6,167,394,486	5,926	6,076
特定7期 (2010年 1月12日)	6,910,818,029	7,061,434,836	6,966	7,115
特定8期 (2010年 7月 9日)	6,019,078,157	6,162,756,496	6,369	6,519
特定9期 (2011年 1月11日)	5,626,723,819	5,760,816,489	6,499	6,649
特定10期 (2011年 7月11日)	5,107,823,306	5,216,112,739	6,650	6,785
特定11期 (2012年 1月10日)	3,690,982,907	3,761,402,668	5,848	5,953
特定12期 (2012年 7月 9日)	3,384,202,839	3,442,706,760	6,280	6,385
特定13期 (2013年 1月 9日)	3,468,000,737	3,519,849,693	7,286	7,391
特定14期 (2013年 7月 9日)	3,184,381,668	3,228,944,025	7,995	8,100
特定15期 (2014年 1月 9日)	2,783,501,934	2,820,940,973	8,600	8,705
特定16期 (2014年 7月 9日)	2,476,532,739	2,507,356,427	9,011	9,116
特定17期 (2015年 1月 9日)	2,208,130,287	2,233,319,002	9,885	9,990
特定18期 (2015年 7月 9日)	1,939,073,968	1,960,734,187	9,707	9,812
特定19期 (2016年 1月12日)	1,604,752,080	1,624,636,066	8,766	8,871
特定20期 (2016年 7月11日)	1,447,906,283	1,466,559,078	8,390	8,495
特定21期 (2017年 1月10日)	1,497,298,182	1,514,635,354	9,347	9,452
特定22期 (2017年 7月10日)	1,434,094,054	1,450,026,387	9,779	9,884
特定23期 (2018年 1月 9日)	1,293,570,592	1,313,582,667	10,462	10,617
2017年 1月末日	1,465,506,711		9,287	
2月末日	1,465,175,859		9,336	
3月末日	1,439,263,653		9,352	
4月末日	1,437,434,809		9,386	
5月末日	1,431,483,028		9,528	
6月末日	1,430,188,361		9,730	
7月末日	1,431,961,866		9,779	
8月末日	1,423,338,192		9,855	

9月末日	1,415,910,979		10,088	
10月末日	1,311,114,223		10,146	
11月末日	1,280,366,111		10,148	
12月末日	1,282,327,724		10,371	
2018年 1月末日	1,249,467,137		10,226	

## 【分配の推移】

## ニュー・グローバル・バランス・ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定4期	2008年 1月10日～2008年 7月 9日	240
特定5期	2008年 7月10日～2009年 1月 9日	210
特定6期	2009年 1月10日～2009年 7月 9日	150
特定7期	2009年 7月10日～2010年 1月12日	150
特定8期	2010年 1月13日～2010年 7月 9日	150
特定9期	2010年 7月10日～2011年 1月11日	150
特定10期	2011年 1月12日～2011年 7月11日	135
特定11期	2011年 7月12日～2012年 1月10日	105
特定12期	2012年 1月11日～2012年 7月 9日	105
特定13期	2012年 7月10日～2013年 1月 9日	105
特定14期	2013年 1月10日～2013年 7月 9日	105
特定15期	2013年 7月10日～2014年 1月 9日	105
特定16期	2014年 1月10日～2014年 7月 9日	105
特定17期	2014年 7月10日～2015年 1月 9日	105
特定18期	2015年 1月10日～2015年 7月 9日	105
特定19期	2015年 7月10日～2016年 1月12日	105
特定20期	2016年 1月13日～2016年 7月11日	105
特定21期	2016年 7月12日～2017年 1月10日	105
特定22期	2017年 1月11日～2017年 7月10日	105
特定23期	2017年 7月11日～2018年 1月 9日	155

## 【収益率の推移】

## ニュー・グローバル・バランス・ファンド

	収益率（％）
特定4期	6.8
特定5期	33.2
特定6期	9.6
特定7期	20.1
特定8期	6.4
特定9期	4.4
特定10期	4.4
特定11期	10.5
特定12期	9.2
特定13期	17.7
特定14期	11.2
特定15期	8.9
特定16期	6.0
特定17期	10.9
特定18期	0.7
特定19期	8.6
特定20期	3.1
特定21期	12.7
特定22期	5.7
特定23期	8.6

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

## (4) 【設定及び解約の実績】

## ニュー・グローバル・バランス・ファンド

	設定口数(口)	解約口数(口)
特定4期	223,499,716	428,894,233
特定5期	121,358,659	677,033,783
特定6期	121,933,668	201,718,834
特定7期	83,523,518	314,027,555
特定8期	83,623,149	552,524,173
特定9期	85,132,903	878,031,790
特定10期	61,031,237	1,038,816,948
特定11期	43,703,192	1,412,483,623
特定12期	38,117,538	961,144,053
特定13期	35,250,175	663,941,716
特定14期	30,331,990	807,368,757
特定15期	21,567,875	767,987,056
特定16期	17,495,451	505,607,688
特定17期	12,482,778	527,142,384
特定18期	12,403,457	248,601,542
特定19期	9,054,387	175,929,680
特定20期	10,589,289	115,641,211
特定21期	8,575,790	132,356,114
特定22期	8,104,861	143,493,704
特定23期	5,155,629	235,187,095

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1)投資状況

グローバル好利回り債券マザーファンド

2018年 1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	83,805,270	19.14
	オーストラリア	61,366,658	14.01
	カナダ	57,481,898	13.13
	イギリス	33,875,247	7.74
	ニュージーランド	22,943,778	5.24
	フランス	9,064,705	2.07
	スウェーデン	8,887,702	2.03
	ノルウェー	2,962,974	0.68
	小計	280,388,232	64.03
地方債証券	カナダ	14,159,010	3.23
特殊債券	ドイツ	70,849,875	16.18
	国際機関	60,705,718	13.86
	小計	131,555,593	30.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,809,922	2.70
合計(純資産総額)		437,912,757	100.00

## グローバル好利回り株式マザーファンド

2018年 1月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	3,860,490,497	45.25
	イギリス	719,259,304	8.43
	フランス	653,809,150	7.66
	日本	478,040,600	5.60
	カナダ	466,241,514	5.46
	ドイツ	392,595,858	4.60
	スイス	282,050,462	3.31
	オランダ	225,148,175	2.64
	スウェーデン	211,667,645	2.48
	オーストラリア	198,745,889	2.33
	スペイン	176,597,070	2.07
	香港	174,000,190	2.04
	アイルランド	171,277,285	2.01
	ノルウェー	130,889,724	1.53
	フィンランド	94,510,073	1.11
キュラソー	81,092,066	0.95	
ケイマン諸島	80,288,520	0.94	
	小計	8,396,704,022	98.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		134,789,390	1.58
合計(純資産総額)		8,531,493,412	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		80,625,767	0.94
	売建		377,277,260	4.42

## 中小型株マザーファンド

2018年 1月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	120,552,900	97.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,326,781	2.69
合計(純資産総額)		123,879,681	100.00

## グローバル・リート・マザーファンド

2018年 1月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	36,954,118,546	37.07
	オーストラリア	17,596,101,960	17.65
	日本	15,590,999,500	15.64
	フランス	13,938,432,270	13.98
	イギリス	6,291,820,165	6.31
	カナダ	2,868,995,146	2.88
	シンガポール	2,084,893,913	2.09
	スペイン	1,558,865,223	1.56
	小計	96,884,226,723	97.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,810,983,054	2.82
合計(純資産総額)		99,695,209,777	100.00



## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## グローバル好利回り債券マザーファンド

## イ 主要投資銘柄

2018年 1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ドイツ	特殊債券	RENTENBANK 4	860,000	8,231.96	70,794,931	8,238.35	70,849,875	4.000	2020/1/30	16.18
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.125	440,000	14,165.64	62,328,850	14,056.00	61,846,435	6.125	2027/11/15	14.12
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	630,000	9,740.73	61,366,658	9,740.73	61,366,658	5.750	2021/5/15	14.01
カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8	310,000	13,097.87	40,603,417	13,021.58	40,366,909	8.000	2027/6/1	9.22
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 2.75	200,000	17,063.57	34,127,142	16,937.62	33,875,247	2.750	2024/9/7	7.74
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.125	2,300,000	1,421.70	32,699,169	1,420.43	32,669,982	1.125	2020/5/15	7.46
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 6.5	300,000	9,342.61	28,027,835	9,345.24	28,035,736	6.500	2019/8/7	6.40
ニュー ジーラン ド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 5.5	250,000	9,138.37	22,845,949	9,177.51	22,943,778	5.500	2023/4/15	5.24
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	210,000	10,488.88	22,026,659	10,456.58	21,958,835	1.625	2022/11/15	5.01
カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8	150,000	11,452.06	17,178,096	11,409.99	17,114,989	8.000	2023/6/1	3.91
カナダ	地方債証券	QUEBEC PROVINCE 4.25	150,000	9,456.45	14,184,676	9,439.34	14,159,010	4.250	2021/12/1	3.23
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0.25	70,000	13,098.43	9,168,906	12,949.57	9,064,705	0.250	2026/11/25	2.07
スウェー デン	国債証券	SWEDISH GOVRMNT 1	630,000	1,421.30	8,954,211	1,410.74	8,887,702	1.000	2026/11/12	2.03
ノル ウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 4.5	200,000	1,484.73	2,969,460	1,481.48	2,962,974	4.500	2019/5/22	0.68

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別の投資比率

2018年 1月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	64.03
地方債証券	3.23
特殊債券	30.04
合計	97.30



## アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）

## 主要投資銘柄

平成30年1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタ イン・新興国債券マザーファンド	597,418,181	2.7074	1,617,474,546	2.5969	1,551,435,274	100.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド

「アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）」は「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」受益証券を主要対象としており、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」の投資有価証券は以下の通りです。

## 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

平成30年 1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	5,000,000	11,323.95	566,197,555	11,346.79	567,339,850	5.25	2047/6/23	1.95
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	4,905,000	9,478.32	464,912,025	9,260.74	454,239,726	4.875	2043/4/16	1.56
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,520,000	11,357.67	399,790,195	11,205.37	394,429,024	4.125	2026/1/21	1.35
アルゼン チン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,767,000	10,776.73	405,959,698	10,427.52	392,804,735	6.875	2048/1/11	1.35
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	3,200,000	11,602.45	371,278,512	11,395.75	364,664,080	4.5	2022/4/4	1.25
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	3,215,000	11,082.98	356,317,847	11,009.54	353,956,968	4.25	2025/1/7	1.22
アルゼン チン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,034,000	11,883.13	360,534,412	11,564.37	350,863,199	6.875	2021/4/22	1.20
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL 6	2,863,000	11,868.73	339,801,849	12,214.32	349,696,119	0	2050/8/15	1.20
英ヴァー ジン諸島	社債券	SINOPEC GRP OVERSEAS DEV	3,200,000	10,720.45	343,054,661	10,413.71	333,238,983	3.25	2027/9/13	1.14
ガボン	国債証券	GABONESE REPUBLIC	2,984,367	10,784.45	321,847,815	10,982.35	327,753,644	6.375	2024/12/12	1.12
インドネ シア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,934,000	16,128.11	311,917,793	16,019.32	309,813,794	8.5	2035/10/12	1.06
ウクライ ナ	国債証券	UKRAINE GOVERNMENT	2,563,000	11,493.66	294,582,596	11,836.35	303,365,702	7.75	2023/9/1	1.04
ナミビア	国債証券	REPUBLIC OF NAMIBIA	2,712,000	11,108.93	301,274,187	11,096.58	300,939,250	5.25	2025/10/29	1.03
南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,508,000	11,722.12	293,990,832	11,858.11	297,401,399	5.875	2025/9/16	1.02
アルゼン チン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	2,591,000	11,722.12	303,720,194	11,417.51	295,827,697	6.875	2027/1/26	1.01

インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	2,439,000	11,994.09	292,536,038	11,817.31	288,224,282	5.125	2045/1/15	0.99
インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	2,147,000	12,238.87	262,768,646	11,980.49	257,221,308	5.375	2023/10/17	0.88
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,224,000	11,450.14	254,651,281	11,238.00	249,933,276	4	2023/10/2	0.86
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	2,461,000	10,140.07	249,547,126	10,019.55	246,581,347	5	2045/1/27	0.84
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	1,965,000	12,298.70	241,669,642	12,233.43	240,387,008	6.875	2026/8/4	0.82
ウルグアイ	国債証券	REPUBLIC OF URUGUAY	2,005,791	11,774.80	236,178,058	11,776.51	236,212,327	5.1	2050/6/18	0.81
ナイジェリア	国債証券	REPUBLIC OF NIGERIA	830,000,000	28.46	236,257,084	28.35	235,342,887	12.4	2036/3/18	0.81
オランダ	社債券	PETROBRAS GLOBAL FINANCE	2,011,000	11,662.05	234,523,951	11,665.00	234,583,306	6.25	2024/3/17	0.80
レバノン	国債証券	REPUBLIC OF LEBANESE	1,971,000	10,759.79	212,075,486	10,756.61	212,012,807	6	2023/1/27	0.73
アメリカ	社債券	PEMEX PROJ FDG MASTER TR	1,838,000	11,703.62	215,112,686	11,474.62	210,903,612	6.625	2035/6/15	0.72
スリナム共和国	国債証券	REPUBLIC OF SURINAME	1,805,000	11,697.30	211,136,423	11,453.13	206,729,163	9.25	2026/10/26	0.71
バーレーン	国債証券	KINGDOM OF BAHRAIN	1,948,000	10,613.90	206,758,795	10,552.63	205,565,233	7.5	2047/9/20	0.70
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,622,157.94	12,674.03	205,592,865	12,293.26	199,416,255	8.28	2033/12/31	0.68
バハマ	国債証券	BAHAMAS	1,693,000	11,376.86	192,610,301	11,599.73	196,383,492	6	2028/11/21	0.67
インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,733,000	11,164.57	193,482,063	11,028.58	191,125,400	3.85	2027/7/18	0.65

（注）アライアンス・バーンスタイン株式会社から入手した情報を基に三井住友アセットマネジメントが作成していません。

## グローバル好利回り株式マザーファンド

## イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2018年 1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アイルラ ンド	株式	EATON CORP PLC	資本財	18,579	9,132.92	169,680,530	9,218.86	171,277,285	2.01
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	37,198	4,491.93	167,091,150	4,596.37	170,976,050	2.00
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	16,500	9,791.10	161,553,150	10,089.18	166,471,546	1.95
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	25,060	6,666.65	167,066,279	6,598.11	165,348,724	1.94
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・ 半導体製 造装置	13,800	12,709.93	175,397,113	11,954.93	164,978,077	1.93
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	10,573	16,031.29	169,498,876	15,494.95	163,828,209	1.92
アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	7,500	22,139.85	166,048,896	21,734.06	163,005,496	1.91
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	11,000	15,366.58	169,032,462	14,725.81	161,983,958	1.90
日本	株式	キヤノン	電気機器	34,900	4,359.00	152,129,100	4,349.00	151,780,100	1.78
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	35,375	4,018.70	142,161,604	4,112.26	145,471,268	1.71
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネル ギー	10,519	14,284.12	150,254,732	13,623.77	143,308,455	1.68
アメリカ	株式	CMS ENERGY CORPORATION	公益事業	29,400	4,792.19	140,890,665	4,821.57	141,754,240	1.66
イギリス	株式	RIO TINTO PLC	素材	21,697	6,184.20	134,178,696	6,092.59	132,190,988	1.55
ノル ウェー	株式	ORKLA ASA	食品・飲 料・タバ コ	115,979	1,149.99	133,375,386	1,128.56	130,889,724	1.53
オランダ	株式	ING GROEP NV-CVA	各種金融	60,000	2,222.06	133,323,960	2,170.46	130,227,926	1.53

アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	10,307	11,383.78	117,332,679	12,606.58	129,936,074	1.52
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	10,000	12,294.35	122,943,579	12,522.81	125,228,169	1.47
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・ 半導体製 造装置	23,100	4,875.96	112,634,856	5,307.86	122,611,661	1.44
日本	株式	三井物産	卸売業	63,400	1,921.00	121,791,400	1,914.00	121,347,600	1.42
アメリカ	株式	CME GROUP INC.	各種金融	7,200	16,784.12	120,845,673	16,680.77	120,101,549	1.41
アメリカ	株式	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	食品・飲 料・タバ コ	10,000	10,790.88	107,908,801	11,746.05	117,460,563	1.38
アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	資本財	3,000	36,118.28	108,354,840	38,118.92	114,356,784	1.34
フランス	株式	TOTAL SA	エネル ギー	17,845	6,387.93	113,992,668	6,281.22	112,088,371	1.31
アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲 料・タバ コ	14,631	7,737.14	113,202,165	7,595.71	111,132,947	1.30
スウェー デン	株式	HEXAGON AB-B SHS	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	17,000	6,524.64	110,918,880	6,444.60	109,558,200	1.28
アメリカ	株式	CARNIVAL CORP	消費者 サービス	14,000	7,458.64	104,420,993	7,810.03	109,340,477	1.28
フランス	株式	NATIXIS	銀行	110,000	977.16	107,488,559	987.16	108,588,110	1.27
日本	株式	ローソン	小売業	14,500	7,210.00	104,545,000	7,380.00	107,010,000	1.25
ドイツ	株式	VONOVIA SE	不動産	20,000	5,612.57	112,251,480	5,330.25	106,605,136	1.25
ドイツ	株式	DAIMLER AG	自動車・ 自動車部 品	10,592	10,132.35	107,321,860	10,002.67	105,948,323	1.24

## □ 種類別・業種別の投資比率

2018年 1月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	1.78
		情報・通信業	1.15
		卸売業	1.42
		小売業	1.25
	外国	エネルギー	6.88
		素材	6.81
		資本財	9.87
		商業・専門サービス	1.11
		運輸	1.90
		自動車・自動車部品	3.15
		耐久消費財・アパレル	2.11
		消費者サービス	4.42
		メディア	0.98
		食品・飲料・タバコ	6.32
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.65
		銀行	8.02
		各種金融	6.11
		保険	2.33
		不動産	2.25
		ソフトウェア・サービス	1.95
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.29
		電気通信サービス	3.37
公益事業	5.92		
半導体・半導体製造装置	4.38		
合計		98.42	

## 中小型株マザーファンド

## イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2018年 1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ツバキ・ナカシマ	機械	800	2,363.06	1,890,448	3,105.00	2,484,000	2.01
日本	株式	プレステージ・インターナショナル	サービス業	1,600	1,121.00	1,793,600	1,428.00	2,284,800	1.84
日本	株式	共立メンテナンス	サービス業	500	3,215.00	1,607,500	4,505.00	2,252,500	1.82
日本	株式	ダイフク	機械	300	5,440.00	1,632,000	7,300.00	2,190,000	1.77
日本	株式	オプテックスグループ	電気機器	300	4,335.00	1,300,500	6,960.00	2,088,000	1.69
日本	株式	アウトソーシング	サービス業	1,000	1,555.33	1,555,330	2,061.00	2,061,000	1.66
日本	株式	D T S	情報・通信業	500	3,080.00	1,540,000	3,985.00	1,992,500	1.61
日本	株式	相模ゴム工業	ゴム製品	1,000	1,800.00	1,800,000	1,985.00	1,985,000	1.60
日本	株式	りらいあコミュニケーションズ	サービス業	1,500	1,269.75	1,904,626	1,323.00	1,984,500	1.60
日本	株式	岡村製作所	その他製品	1,300	1,241.00	1,613,300	1,522.00	1,978,600	1.60
日本	株式	藤森工業	化学	500	3,740.00	1,870,000	3,920.00	1,960,000	1.58
日本	株式	バイオラックス	金属製品	600	3,175.00	1,905,000	3,260.00	1,956,000	1.58
日本	株式	リログループ	サービス業	600	2,577.00	1,546,200	3,230.00	1,938,000	1.56
日本	株式	新晃工業	機械	900	1,827.00	1,644,300	2,121.00	1,908,900	1.54
日本	株式	フジシールインターナショナル	その他製品	500	3,390.00	1,695,000	3,785.00	1,892,500	1.53
日本	株式	リンテック	その他製品	600	2,980.00	1,788,000	3,120.00	1,872,000	1.51
日本	株式	芝浦電子	電気機器	300	4,595.00	1,378,500	6,160.00	1,848,000	1.49
日本	株式	東祥	サービス業	500	2,800.00	1,400,000	3,670.00	1,835,000	1.48
日本	株式	スター精密	機械	800	1,909.00	1,527,200	2,287.00	1,829,600	1.48
日本	株式	メイテック	サービス業	300	5,470.00	1,641,000	5,990.00	1,797,000	1.45
日本	株式	スタンレー電気	電気機器	400	3,975.00	1,590,000	4,425.00	1,770,000	1.43
日本	株式	東鉄工業	建設業	500	3,540.00	1,770,000	3,535.00	1,767,500	1.43
日本	株式	グローリー	機械	400	4,145.00	1,658,000	4,260.00	1,704,000	1.38
日本	株式	朝日インテック	精密機器	400	3,010.00	1,204,000	4,235.00	1,694,000	1.37
日本	株式	太平洋工業	輸送用機器	1,000	1,499.68	1,499,680	1,656.00	1,656,000	1.34
日本	株式	カシオ計算機	電気機器	1,000	1,613.37	1,613,373	1,655.00	1,655,000	1.34



日本	株式	ユー・エム・シー・エレクトロニクス	電気機器	500	2,344.00	1,172,000	3,295.00	1,647,500	1.33
日本	株式	トーカロ	金属製品	300	4,280.00	1,284,000	5,480.00	1,644,000	1.33
日本	株式	テー・オー・ダブリュー	サービス業	1,600	862.94	1,380,704	1,013.00	1,620,800	1.31
日本	株式	トラスコ中山	卸売業	500	2,755.00	1,377,500	3,225.00	1,612,500	1.30

## □ 種類別・業種別の投資比率

2018年 1月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	3.42
		化学	5.27
		医薬品	2.36
		ゴム製品	2.32
		金属製品	2.91
		機械	10.07
		電気機器	10.79
		輸送用機器	1.34
		精密機器	2.61
		その他製品	4.64
		陸運業	1.26
		情報・通信業	9.51
		卸売業	5.11
小売業	5.99		
サービス業	29.74		
合計			97.31

## アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）

### 主要投資銘柄

平成30年 1月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	A Bエマージング・グロー ス株式マザーファンド	2,220,140,179	2.2806	5,063,416,053	2.5756	5,718,193,045	100.14

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## A B エマージング・グロース株式マザーファンド

「アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）」は「A B エマージング・グロース株式マザーファンド」受益証券を主要対象としており、「A B エマージング・グロース株式マザーファンド」の投資有価証券は以下の通りです。

## 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

平成30年 1月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD- ADR	ソフトウェア・サービス	19,067	19,115.08	364,467,309	21,721.01	414,154,524	7.24
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	383,664	849.30	325,847,325	941.15	361,089,210	6.31
南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	9,257	29,387.78	272,042,708	31,192.06	288,744,991	5.04
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	38,700	5,960.19	230,659,496	6,423.63	248,594,790	4.34
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,564,000	98.64	154,279,667	123.24	192,751,426	3.37
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	56,715	2,969.95	168,440,770	3,332.50	189,002,738	3.30
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	202,200	889.30	179,816,587	926.40	187,319,293	3.27
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	48,151	3,268.03	157,358,989	3,562.11	171,519,640	2.99
中国	株式	IND & COMM BANK OF CHINA-H	銀行	1,584,000	89.89	142,387,656	101.12	160,183,109	2.80
ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	63,634	1,868.03	118,870,552	2,128.47	135,443,464	2.36
ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS- PREF	エネルギー	197,900	538.93	106,654,751	666.55	131,911,828	2.30
ケイマン	株式	CTRIP.COM INTERNATIONAL-ADR	小売	24,600	4,821.57	118,610,691	5,102.25	125,515,375	2.19
メキシコ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O SER	銀行	180,670	613.11	110,772,028	690.31	124,719,391	2.18
インド	株式	INDIABULLS HOUSING FINANCE L	銀行	47,396	2,067.78	98,004,691	2,433.80	115,352,385	2.01
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	426	261,924.80	111,579,965	252,984.00	107,771,184	1.88
中国	株式	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL A	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	156,300	661.55	103,401,048	681.67	106,546,562	1.86
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK	銀行	203,500	427.73	87,043,564	520.23	105,867,619	1.85
バミュー ダ	株式	CREDICORP LTD	銀行	4,106	22,261.69	91,406,530	25,664.64	105,379,048	1.84
ケイマン	株式	SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	69,000	1,443.34	99,590,706	1,467.50	101,257,845	1.77
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	430	209,066.39	89,898,549	208,280.00	89,560,400	1.56
ケイマン	株式	NETEASE INC-ADR	ソフトウェア・サービス	2,277	39,367.83	89,640,565	35,117.41	79,962,347	1.39
オランダ	株式	X5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	食品・生活必需品小売り	18,188	4,299.71	78,203,211	4,362.47	79,344,768	1.38

ケイマン	株式	CHAILEASE HOLDING CO LTD	各種金融	215,000	308.38	66,303,420	363.81	78,220,440	1.36
中国	株式	KWEICHOW MOUTAI CO LTD A	食品・飲料・タバコ	6,000	11,656.92	69,941,541	12,774.26	76,645,596	1.34
ロシア	株式	NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	エネルギー	5,340	12,717.55	67,911,722	14,262.36	76,161,050	1.33
キプロス	株式	GLOBALTRA-SPONS GDR REG S	運輸	62,810	1,051.22	66,027,389	1,174.93	73,797,479	1.29
台湾	株式	ELITE MATERIAL CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	192,000	351.54	67,495,680	383.16	73,566,720	1.28
インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA PT	銀行	378,000	170.87	64,591,143	184.68	69,809,040	1.22
ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	9,631	6,309.81	60,769,876	7,182.31	69,172,883	1.20
ケイマン	株式	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	270,000	242.31	65,424,294	234.52	63,321,102	1.10

（注）アライアンス・バーンスタイン株式会社から入手した情報を基に三井住友アセットマネジメントが作成していません。

## グローバル・リート・マザーファンド

### イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2018年 1月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	279,115	27,826.47	7,766,787,965	27,623.86	7,710,233,684	7.73
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	352,533	17,954.04	6,329,394,277	17,690.34	6,236,429,301	6.26
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	14,346,635	355.66	5,102,636,171	354.67	5,088,343,990	5.10
フランス	投資証券	KLEPIERRE	999,847	4,838.56	4,837,825,300	5,041.18	5,040,414,299	5.06
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	4,254,015	806.71	3,431,756,830	795.37	3,383,547,390	3.39
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	15,033,138	194.75	2,927,778,425	189.62	2,850,679,840	2.86
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	132,229	21,076.93	2,786,981,519	21,061.74	2,784,973,347	2.79
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	2,543,968	1,048.84	2,668,224,656	1,034.37	2,631,405,349	2.64
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORPORATION	1,246,163	1,800.02	2,243,121,782	1,697.12	2,114,893,135	2.12
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	13,910	148,300	2,062,853,000	152,000	2,114,320,000	2.12
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	2,803,777	708.42	1,986,279,656	689.15	1,932,227,125	1.94
オーストラリア	投資証券	DEXUS	2,256,708	839.27	1,893,992,739	821.71	1,854,369,460	1.86
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	2,577	680,000	1,752,360,000	689,000	1,775,553,000	1.78
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	6,446	268,700	1,732,040,200	268,200	1,728,817,200	1.73
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	10,241	165,300	1,692,837,300	168,100	1,721,512,100	1.73
アメリカ	投資証券	HCP, INC.	665,565	2,580.49	1,717,489,684	2,565.26	1,707,352,730	1.71

アメリカ	投資証券	VENTAS INC	266,944	5,928.55	1,582,593,360	5,945.37	1,587,081,784	1.59
アメリカ	投資証券	GGP INC	629,904	2,510.37	1,581,296,414	2,514.13	1,583,664,890	1.59
スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,006,130	1,546.66	1,556,147,062	1,549.36	1,558,865,223	1.56
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	8,741	167,500	1,464,117,500	171,200	1,496,459,200	1.50
アメリカ	投資証券	RLJ LODGING TRUST	593,564	2,408.61	1,429,664,542	2,518.48	1,494,884,108	1.50
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	2,987	478,500	1,429,279,500	485,500	1,450,188,500	1.45
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	4,993	277,200	1,384,059,600	280,000	1,398,040,000	1.40
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	26,859	50,400	1,353,693,600	50,600	1,359,065,400	1.36
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	3,702,081	373.10	1,381,274,187	365.20	1,352,023,675	1.36
フランス	投資証券	ICADE	102,187	11,441.27	1,169,149,670	11,623.63	1,187,784,287	1.19
イギリス	投資証券	TRITAX BIG BOX REIT PLC	4,972,650	231.87	1,153,052,214	230.18	1,144,630,186	1.15
オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	4,915,422	228.67	1,124,021,706	230.88	1,134,910,480	1.14
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE TRUST OF AMERICA INC	378,085	2,975.40	1,124,956,566	2,947.12	1,114,262,281	1.12
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	9,429	120,300	1,134,308,700	117,900	1,111,679,100	1.12

## ロ 種類別の投資比率

2018年 1月31日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	97.18
合計	97.18

### 投資不動産物件

#### グローバル好利回り債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### グローバル好利回り株式マザーファンド

該当事項はありません。

#### 中小型株マザーファンド

該当事項はありません。

#### グローバル・リート・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

グローバル好利回り債券マザーファンド

該当事項はありません。

グローバル好利回り株式マザーファンド

2018年 1月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	カナダドル	買建	914,228.00	80,733,993	80,625,767	0.94
	米ドル	売建	2,219,773.78	241,678,092	241,466,991	2.83
	カナダドル	売建	670,711.20	59,229,419	59,150,020	0.69
	ユーロ	売建	446,685.13	60,361,048	60,338,227	0.70
	香港ドル	売建	1,174,246.25	16,344,183	16,322,022	0.19

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

中小型株マザーファンド

該当事項はありません。

グローバル・リート・マザーファンド

該当事項はありません。

## 参考情報

基準日:2018年1月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2018年 1月	85円
2017年11月	35円
2017年 9月	35円
2017年 7月	35円
2017年 5月	35円
設定来累計	3,200円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

## ■ニュー・グローバル・バランス・ファンド

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	69.49
投資信託受益証券	日本	29.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.10
合計(純資産総額)		100.00

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り債券マザーファンド	35.05
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り株式マザーファンド	14.96
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	14.86
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	14.55
日本	親投資信託受益証券	中小型株マザーファンド	9.91
日本	親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	9.57

## ▶投資対象とする投資信託の現況

## ■グローバル好利回り債券マザーファンド

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	19.14
	オーストラリア	14.01
	カナダ	13.13
	イギリス	7.74
	その他	10.02
特殊債券	ドイツ	16.18
	国際機関	13.86
地方債証券	カナダ	3.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.70
合計(純資産総額)		100.00

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ドイツ	特殊債券	RENTENBANK 4	4.000	2020/01/30	16.18
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.125	6.125	2027/11/15	14.12
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	5.750	2021/05/15	14.01
カナダ	国債証券	CANADA-GOVT 8	8.000	2027/06/01	9.22
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 2.75	2.750	2024/09/07	7.74
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.125	1.125	2020/05/15	7.46
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 6.5	6.500	2019/08/07	6.40
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 5.5	5.500	2023/04/15	5.24
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	1.625	2022/11/15	5.01
カナダ	国債証券	CANADA-GOVT 8	8.000	2023/06/01	3.91

※比率は、当ファンド、投資対象とする投資信託のそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。  
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価値証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ■アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	アライアンス・パースタイン・新興国債券マザーファンド	100.05

「アライアンス・パースタイン・新興国債券マザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	5.250	2047/06/23	1.95
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	4.875	2043/04/16	1.56
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	4.125	2026/01/21	1.35
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	6.875	2048/01/11	1.35
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	4.500	2022/04/04	1.25
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	4.250	2025/01/07	1.22
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	6.875	2021/04/22	1.20
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL 6	0.000	2050/08/15	1.20
英ヴァージン諸島	社債券	SINOPEC GRP OVERSEAS DEV	3.250	2027/09/13	1.14
ガボン	国債証券	GABONESE REPUBLIC	6.375	2024/12/12	1.12

## ■グローバル好利回り株式マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	45.25
	イギリス	8.43
	フランス	7.66
	日本	5.60
	カナダ	5.46
	ドイツ	4.60
	スイス	3.31
	その他	18.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.58
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	2.01
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.00
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1.95
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	1.94
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	1.93
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	1.92
アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	1.91
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	1.90
日本	株式	キヤノン	電気機器	1.78
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	1.71

## ■中小型株マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	97.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.69
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	ツバキ・ナカシマ	機械	2.01
日本	株式	プレステージ・インターナショナル	サービス業	1.84
日本	株式	共立メンテナンス	サービス業	1.82
日本	株式	ダイフク	機械	1.77
日本	株式	オプテックスグループ	電気機器	1.69
日本	株式	アウトソーシング	サービス業	1.66
日本	株式	DTS	情報・通信業	1.61
日本	株式	相模ゴム工業	ゴム製品	1.60
日本	株式	りらいあコミュニケーションズ	サービス業	1.60
日本	株式	岡村製作所	その他製品	1.60

※比率は、投資対象とする投資信託、当該投資信託のマザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ■アライアンス・パースタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ABエマージング・グロース株式マザーファンド	100.14

「ABエマージング・グロース株式マザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	ソフトウェア・サービス	7.24
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	6.31
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	5.04
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	4.34
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3.37
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	3.30
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	3.27
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	2.99
中国	株式	IND & COMM BANK OF CHINA-H	銀行	2.80
ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	2.36

## ■グローバル・リート・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	37.07
	オーストラリア	17.65
	日本	15.64
	フランス	13.98
	イギリス	6.31
	カナダ	2.88
	シンガポール	2.09
	スペイン	1.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.82
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	7.73
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	6.26
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	5.10
フランス	投資証券	KLEPIERRE	5.06
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	3.39
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	2.86
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	2.79
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	2.64
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORPORATION	2.12
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	2.12

※比率は、投資対象とする投資信託、当該投資信託のマザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2018年のファンドの収益率は、年初から2018年1月31日までの騰落率を表示しています。

※ファンド内にはベンチマークはありません。



## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

## イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

## （ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークの取引所または銀行の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

## ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

## ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

## ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

## ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨークの取引所または銀行の休業日に当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「世界一周」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

## (2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

2006年12月20日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

## (4) 【計算期間】

毎年1月10日から3月9日、3月10日から5月9日、5月10日から7月9日、7月10日から9月9日、9月10日から11月9日および11月10日から翌年1月9日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### イ 信託の終了

#### (イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなる時、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。  
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

## ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

## ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

## ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

## ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.snam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月(原則として1月、7月の各決算時までの期間)毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定23期（平成29年 7月11日から平成30年 1月 9日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【ニュー・グローバル・バランス・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	特定22期 (平成29年 7月10日現在)	特定23期 (平成30年 1月 9日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	23,842,664	27,384,922
投資信託受益証券	424,572,548	385,691,584
親投資信託受益証券	994,457,680	893,251,908
未収入金	880,000	-
未収配当金	-	1,150,277
流動資産合計	1,443,752,892	1,307,478,691
資産合計	1,443,752,892	1,307,478,691
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	5,132,759	10,510,004
未払解約金	868,946	137,899
未払受託者報酬	131,773	115,912
未払委託者報酬	3,165,163	2,784,167
未払利息	53	79
その他未払費用	360,144	360,038
流動負債合計	9,658,838	13,908,099
負債合計	9,658,838	13,908,099
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,466,502,617	1,236,471,151
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	32,408,563	57,099,441
元本等合計	1,434,094,054	1,293,570,592
純資産合計	1,434,094,054	1,293,570,592
負債純資産合計	1,443,752,892	1,307,478,691



## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	特定22期 自 平成29年 1月11日 至 平成29年 7月10日	特定23期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	6,744,773	6,006,803
有価証券売買等損益	84,283,059	115,183,264
営業収益合計	91,027,832	121,190,067
<b>営業費用</b>		
支払利息	6,967	6,821
受託者報酬	387,400	369,255
委託者報酬	9,305,261	8,869,423
その他費用	1,063,849	1,070,377
営業費用合計	10,763,477	10,315,876
営業利益又は営業損失（ ）	80,264,355	110,874,191
経常利益又は経常損失（ ）	80,264,355	110,874,191
当期純利益又は当期純損失（ ）	80,264,355	110,874,191
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	61,408	4,455,841
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	104,593,278	32,408,563
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,403,998	4,409,777
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,403,998	4,370,352
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	39,425
剰余金減少額又は欠損金増加額	489,897	1,308,048
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,257,539
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	489,897	50,509
分配金	15,932,333	20,012,075
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,408,563	57,099,441

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	特定23期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。  (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。  (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。  (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末が休日のため、平成29年 7月11日から平成30年 1月 9日までとなっております。	

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	特定22期 (平成29年 7月10日現在)		特定23期 (平成30年 1月 9日現在)	
	1. 当特定期間の末日における受益権の総数	1,466,502,617口		1,236,471,151口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	32,408,563円	元本の欠損	
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.9779円	1口当たり純資産額	1.0462円
	(10,000口当たりの純資産額)	9,779円	(10,000口当たりの純資産額)	10,462円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	特定22期 自 平成29年 1月11日 至 平成29年 7月10日	特定23期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用  350,759円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用  334,186円
2. 分配金の計算過程	<p>（自 平成29年 1月11日 至 平成29年 3月 9日）</p> <p>第62計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,142,281円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（665,778円）、および分配準備積立金（43,166,726円）より、分配対象収益は47,974,785円（1万口当たり308.07円）であり、うち5,450,160円（1万口当たり35円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成29年 3月10日 至 平成29年 5月 9日）</p> <p>第63計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,588,548円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（568,091円）、および分配準備積立金（41,250,314円）より、分配対象収益は50,406,953円（1万口当たり329.78円）であり、うち5,349,414円（1万口当たり35円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成29年 5月10日 至 平成29年 7月10日）</p> <p>第64計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,798,703円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（608,560円）、および分配準備積立金（42,775,357円）より、分配対象収益は51,182,620円（1万口当たり348.98円）であり、うち5,132,759円（1万口当たり35円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 平成29年 7月11日 至 平成29年 9月11日）</p> <p>第65計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,307,952円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（651,569円）、および分配準備積立金（44,321,211円）より、分配対象収益は49,280,732円（1万口当たり344.90円）であり、うち5,000,783円（1万口当たり35円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成29年 9月12日 至 平成29年11月 9日）</p> <p>第66計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,981,029円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（511,474円）、および分配準備積立金（39,537,317円）より、分配対象収益は47,029,820円（1万口当たり365.67円）であり、うち4,501,288円（1万口当たり35円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成29年11月10日 至 平成30年 1月 9日）</p> <p>第67計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,654,940円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（26,009,473円）、収益調整金（540,856円）、および分配準備積立金（40,495,301円）より、分配対象収益は72,700,570円（1万口当たり587.94円）であり、うち10,510,004円（1万口当たり85円）を分配金額としております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## ・金融商品の状況に関する事項

項目	<p style="text-align: center;">特定23期 自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日</p>
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

## ・金融商品の時価等に関する事項

項目	特定23期
	(平成30年 1月 9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

## 特定22期（自 平成29年 1月11日 至 平成29年 7月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,089,007円
親投資信託受益証券	33,278,648円
合計	38,367,655円

## 特定23期（自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,445,399円
親投資信託受益証券	28,078,494円
合計	34,523,893円

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

特定23期
自 平成29年 7月11日
至 平成30年 1月 9日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## （その他の注記）

項目	特定22期	特定23期
	(平成29年 7月10日現在)	(平成30年 1月 9日現在)
期首元本額	1,601,891,460円	1,466,502,617円
期中追加設定元本額	8,104,861円	5,155,629円
期中一部解約元本額	143,493,704円	235,187,095円

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アライアンス・パースタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）	100,830,157	197,758,186	
	アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	182,583,696	187,933,398	
投資信託受益証券合計		283,413,853	385,691,584	
親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	50,933,444	124,603,577	
	グローバル好利回り株式マザーファンド	84,984,461	192,974,215	
	グローバル好利回り債券マザーファンド	281,815,957	448,707,366	
	中小型株マザーファンド	32,316,929	126,966,750	
親投資信託受益証券合計		450,050,791	893,251,908	
合計			1,278,943,492	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## （参考）

ニュー・グローバル・バランス・ファンドは、「グローバル好利回り債券マザーファンド」、「アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）」、「グローバル好利回り株式マザーファンド」、「中小型株マザーファンド」、「アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）」および「グローバル・リート・マザーファンド」（以下「同ファンド」という。）受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」および「投資信託受益証券」は、同ファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

## グローバル好利回り債券マザーファンド

## 貸借対照表

	（単位：円）	
	（平成29年 7月10日現在）	（平成30年 1月 9日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	710,324	2,740,110
コール・ローン	4,226,784	3,542,344
国債証券	359,435,319	304,831,800
特殊債券	133,385,484	133,183,790
未収利息	4,803,430	4,407,032
前払費用	-	2,413
流動資産合計	502,561,341	448,707,489
資産合計	502,561,341	448,707,489
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払利息	9	10
その他未払費用	51	7
流動負債合計	60	17
負債合計	60	17
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	321,102,124	281,815,957
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	181,459,157	166,891,515
元本等合計	502,561,281	448,707,472
純資産合計	502,561,281	448,707,472
負債純資産合計	502,561,341	448,707,489

## 注記表

## （重要な会計方針の注記）

項目	自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（平成29年 7月10日現在）		（平成30年 1月 9日現在）	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		321,102,124口		281,815,957口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.5651円	1口当たり純資産額	1.5922円
	(10,000口当たりの純資産額	15,651円)	(10,000口当たりの純資産額	15,922円)



## （金融商品に関する注記）

## ・金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## ・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 1月 9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

## （その他の注記）

(平成29年 7月10日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	342,724,392円
同期中における追加設定元本額	826,944円
同期中における一部解約元本額	22,449,212円
平成29年 7月10日現在における元本の内訳	
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	321,102,124円
合計	321,102,124円

(平成30年 1月 9日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	321,102,124円
同期中における追加設定元本額	102,795円
同期中における一部解約元本額	39,388,962円
平成30年 1月 9日現在における元本の内訳	
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	281,815,957円
合計	281,815,957円

## 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 1.625	180,000.00	174,768.75	
		US TREASURY N/B 6.125	440,000.00	579,871.87	
	米ドル 小計		620,000.00	754,640.62 (85,395,132)	
カナダドル		CANADA-GOV'T 8	150,000.00	195,594.00	
		CANADA-GOV'T 8	310,000.00	463,078.00	
	カナダドル 小計		460,000.00	658,672.00 (60,057,712)	
ユーロ		FRANCE O.A.T. 0.25	70,000.00	68,233.90	
	ユーロ 小計		70,000.00	68,233.90 (9,242,964)	
英ポンド		UK TSY GILT 2.75	160,000.00	178,342.40	
	英ポンド 小計		160,000.00	178,342.40 (27,377,341)	
スウェーデンクローナ		SWEDISH GOVRNMNT 1	630,000.00	655,779.60	
	スウェーデンクローナ 小計		630,000.00	655,779.60 (9,043,200)	
ノルウェークローネ		NORWEGIAN GOV'T 4.5	200,000.00	210,980.00	
	ノルウェークローネ 小計		200,000.00	210,980.00 (2,960,049)	
オーストラリアドル		AUSTRALIAN GOVT. 5.75	730,000.00	814,570.50	
	オーストラリアドル 小計		730,000.00	814,570.50 (72,382,734)	
ニュージーランドドル		NEW ZEALAND GVT 5.5	410,000.00	472,279.00	

			410,000.00	472,279.00 (38,372,668)
	ニュージーランドドル 小計			
国債証券合計				304,831,800 (304,831,800)
特殊債券	ノルウェークローネ	EUROPEAN INVT BK 1.125	2,300,000.00	2,322,080.00
	ノルウェークローネ 小計		2,300,000.00	2,322,080.00 (32,578,782)
	オーストラリアドル	EUROPEAN INVT BK 6.5	300,000.00	320,190.00
	オーストラリアドル 小計		300,000.00	320,190.00 (28,452,083)
	ニュージーランドドル	RENTENBANK 4	860,000.00	888,036.00
	ニュージーランドドル 小計		860,000.00	888,036.00 (72,152,925)
特殊債券合計				133,183,790 (133,183,790)
合計				438,015,590 (438,015,590)

(注)金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 2銘柄	19.0%	19.5%
カナダドル	国債証券 2銘柄	13.4%	13.7%
ユーロ	国債証券 1銘柄	2.1%	2.1%
英ポンド	国債証券 1銘柄	6.1%	6.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	2.0%	2.1%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.7%	0.7%
	特殊債券 1銘柄	7.3%	7.4%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	16.1%	16.5%
	特殊債券 1銘柄	6.3%	6.5%
ニュージーランドドル	国債証券 1銘柄	8.6%	8.8%
	特殊債券 1銘柄	16.1%	16.5%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）

## （１）貸借対照表

（単位：円）

	前期 (平成29年 4月 7日現在)	当期 (平成29年10月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	10,003	10,007
親投資信託受益証券	1,753,232,520	1,687,822,352
未収入金	14,300,000	12,640,000
流動資産合計	1,767,542,523	1,700,472,359
資産合計	1,767,542,523	1,700,472,359
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	10,458,922	10,582,829
未払解約金	1,999,999	139,999
未払受託者報酬	81,414	82,939
未払委託者報酬	1,156,061	1,177,701
その他未払費用	13,704	14,553
流動負債合計	13,710,100	11,998,021
負債合計	13,710,100	11,998,021
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,743,153,816	1,628,127,646
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,678,607	60,346,692
（分配準備積立金）	254,036,727	231,482,328
元本等合計	1,753,832,423	1,688,474,338
純資産合計	1,753,832,423	1,688,474,338
負債純資産合計	1,767,542,523	1,700,472,359

## ( 2 ) 損益及び剰余金計算書

( 単位 : 円 )

	前期 (自 平成28年10月 8日 至 平成29年 4月 7日)	当期 (自 平成29年 4月 8日 至 平成29年10月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	155,789,014	115,748,584
営業収益合計	155,789,014	115,748,584
営業費用		
受託者報酬	487,207	472,852
委託者報酬	6,918,293	6,714,488
その他費用	80,748	82,026
営業費用合計	7,486,248	7,269,366
営業利益又は営業損失 ( )	148,302,766	108,479,218
経常利益又は経常損失 ( )	148,302,766	108,479,218
当期純利益又は当期純損失 ( )	148,302,766	108,479,218
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	3,280,832	1,046,235
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	78,648,788	10,678,607
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,447,982	92,445
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,446,897	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,085	92,445
剰余金減少額又は欠損金増加額	604,031	2,480,025
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	523,082	2,480,025
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,949	-
分配金	59,538,490	55,377,318
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	10,678,607	60,346,692

## (3) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成29年 4月 8日 至 平成29年10月10日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成29年4月8日から平成29年10月10日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

前期 (平成29年 4月 7日現在)	当期 (平成29年10月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,743,153,816口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,628,127,646口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0061円 (10,000口当たり純資産額 10,061円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0371円 (10,000口当たり純資産額 10,371円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成28年10月 8日 至 平成29年 4月 7日)	当期 (自 平成29年 4月 8日 至 平成29年10月10日)																																								
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円																																								
2. 分配金の計算過程 平成28年10月8日から平成28年11月7日まで 計算期末における分配対象金額483,224,723円 (10,000口当たり2,573円)のうち、9,387,394円 (10,000口当たり50円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 平成29年4月8日から平成29年5月8日まで 計算期末における分配対象金額444,841,405円 (10,000口当たり2,560円)のうち、10,250,527円 (10,000口当たり59円)を分配金額としております。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 8,214,232円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B - 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 196,754,988円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 278,255,503円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 483,224,723円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 1,877,478,909口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000 2,573円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配額</td> <td>H 50円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000 9,387,394円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 8,214,232円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 196,754,988円	分配準備積立金額	D 278,255,503円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 483,224,723円	当ファンドの期末残存口数	F 1,877,478,909口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,573円	10,000口当たりの分配額	H 50円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,387,394円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 9,552,209円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B - 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 182,080,200円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 253,208,996円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 444,841,405円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 1,737,377,500口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000 2,560円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配額</td> <td>H 59円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000 10,250,527円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 9,552,209円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 182,080,200円	分配準備積立金額	D 253,208,996円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 444,841,405円	当ファンドの期末残存口数	F 1,737,377,500口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,560円	10,000口当たりの分配額	H 59円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 10,250,527円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 8,214,232円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																								
収益調整金額	C 196,754,988円																																								
分配準備積立金額	D 278,255,503円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 483,224,723円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,877,478,909口																																								
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,573円																																								
10,000口当たりの分配額	H 50円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,387,394円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 9,552,209円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																								
収益調整金額	C 182,080,200円																																								
分配準備積立金額	D 253,208,996円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 444,841,405円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,737,377,500口																																								
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,560円																																								
10,000口当たりの分配額	H 59円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 10,250,527円																																								

平成28年11月8日から平成28年12月7日まで  
 計算期末における分配対象金額470,180,370円  
 （10,000口当たり2,578円）のうち、9,848,604円  
 （10,000口当たり54円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,780,568円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 191,131,479円
分配準備積立金額	D 269,268,323円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 470,180,370円
当ファンドの期末残存口数	F 1,823,815,701口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,578円
10,000口当たりの分配額	H 54円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,848,604円

平成28年12月8日から平成29年1月10日まで  
 計算期末における分配対象金額463,690,345円  
 （10,000口当たり2,584円）のうち、11,480,828円  
 （10,000口当たり64円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 10,853,025円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 187,994,191円
分配準備積立金額	D 264,843,129円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 463,690,345円
当ファンドの期末残存口数	F 1,793,879,520口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,584円
10,000口当たりの分配額	H 64円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,480,828円

平成29年1月11日から平成29年2月7日まで  
 計算期末における分配対象金額456,884,269円  
 （10,000口当たり2,563円）のうち、8,910,335円  
 （10,000口当たり50円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,622,560円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 186,763,714円
分配準備積立金額	D 262,497,995円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 456,884,269円

平成29年5月9日から平成29年6月7日まで  
 計算期末における分配対象金額426,190,160円  
 （10,000口当たり2,546円）のうち、8,536,889円  
 （10,000口当たり51円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,321,137円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 175,427,403円
分配準備積立金額	D 243,441,620円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 426,190,160円
当ファンドの期末残存口数	F 1,673,899,927口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,546円
10,000口当たりの分配額	H 51円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,536,889円

平成29年6月8日から平成29年7月7日まで  
 計算期末における分配対象金額424,729,400円  
 （10,000口当たり2,541円）のうち、8,022,969円  
 （10,000口当たり48円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,663,700円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 175,609,091円
分配準備積立金額	D 241,456,609円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 424,729,400円
当ファンドの期末残存口数	F 1,671,451,885口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,541円
10,000口当たりの分配額	H 48円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,022,969円

平成29年7月8日から平成29年8月7日まで  
 計算期末における分配対象金額423,830,212円  
 （10,000口当たり2,538円）のうち、8,849,309円  
 （10,000口当たり53円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,553,063円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 175,597,332円
分配準備積立金額	D 240,679,817円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 423,830,212円



当ファンドの期末残存口数	F 1,782,067,154口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,563円
10,000口当たりの分配額	H 50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 8,910,335円

平成29年2月8日から平成29年3月7日まで  
計算期末における分配対象金額449,111,989円  
(10,000口当たり2,565円)のうち、9,452,407円  
(10,000口当たり54円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,016,086円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 183,449,784円
分配準備積立金額	D 256,646,119円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 449,111,989円
当ファンドの期末残存口数	F 1,750,445,862口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,565円
10,000口当たりの分配額	H 54円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 9,452,407円

平成29年3月8日から平成29年4月7日まで  
計算期末における分配対象金額447,181,213円  
(10,000口当たり2,565円)のうち、10,458,922円  
(10,000口当たり60円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 9,334,548円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 182,685,564円
分配準備積立金額	D 255,161,101円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 447,181,213円
当ファンドの期末残存口数	F 1,743,153,816口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,565円
10,000口当たりの分配額	H 60円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 10,458,922円

当ファンドの期末残存口数	F 1,669,681,049口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,538円
10,000口当たりの分配額	H 53円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 8,849,309円

平成29年8月8日から平成29年9月7日まで  
計算期末における分配対象金額420,482,644円  
(10,000口当たり2,531円)のうち、9,134,795円  
(10,000口当たり55円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,669,347円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 174,675,278円
分配準備積立金額	D 238,138,019円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 420,482,644円
当ファンドの期末残存口数	F 1,660,871,870口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,531円
10,000口当たりの分配額	H 55円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 9,134,795円

平成29年9月8日から平成29年10月10日まで  
計算期末における分配対象金額413,433,400円  
(10,000口当たり2,539円)のうち、10,582,829円  
(10,000口当たり65円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 10,114,540円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 171,368,243円
分配準備積立金額	D 231,950,617円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 413,433,400円
当ファンドの期末残存口数	F 1,628,127,646口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,539円
10,000口当たりの分配額	H 65円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 10,582,829円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自 平成28年10月 8日 至 平成29年 4月 7日)	当期 (自 平成29年 4月 8日 至 平成29年10月10日)

<p>( 1 ) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>( 2 ) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>( 3 ) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>( 4 ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>( 1 ) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>( 2 ) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>( 3 ) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>( 4 ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>
--	---

## 2．金融商品の時価等に関する事項

前期 (平成29年 4月 7日現在)	当期 (平成29年10月10日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載し ております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価 と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。	(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成28年10月 8日 至 平成29年 4月 7日)	当期 (自 平成29年 4月 8日 至 平成29年10月10日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一 般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていない ため、該当事項はありません。	同左

## (重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 平成29年 4月 8日 至 平成29年10月10日)
該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1．元本の移動

前期 (平成29年 4月 7日現在)	当期 (平成29年10月10日現在)
期首元本額 1,891,456,911円	期首元本額 1,743,153,816円
期中追加設定元本額 2,129,864円	期中追加設定元本額 5,117,555円
期中一部解約元本額 150,432,959円	期中一部解約元本額 120,143,725円

## 2．売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 (平成29年 4月 7日現在)	当期 (平成29年10月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	28,589,483	48,672,085
合計	28,589,483	48,672,085

## 3．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

## (4) 附属明細表

## 第1. 有価証券明細表

## (1) 株式（平成29年10月10日現在）

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券（平成29年10月10日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド	628,026,922	1,687,822,352	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	628,026,922	1,687,822,352 100.0%	
合計				1,687,822,352	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)は「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

## アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	(平成29年10月10日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	516,288,953
コール・ローン	72,069,345
国債証券	17,675,987,873
地方債証券	589,159,103
特殊債券	502,496,475
社債券	8,179,397,691
派生商品評価勘定	2,993,316
未収入金	70,411,377
未収利息	375,451,026
前払費用	48,948,290
差入委託証拠金	86,510,019
流動資産合計	28,119,713,468
資産合計	28,119,713,468
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	30,057,552
未払金	253,527,328
未払解約金	78,640,000
未払利息	177
流動負債合計	362,225,057
負債合計	362,225,057
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	10,328,551,556
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,428,936,855
元本等合計	27,757,488,411
純資産合計	27,757,488,411
負債純資産合計	28,119,713,468

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成29年 4月 8日 至 平成29年10月10日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 地方債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(4) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(5) 先物取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>(6) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> <p>(7) 直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

## （その他の注記）

(平成29年10月10日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成29年 4月 8日
期首元本額	9,695,992,918円
平成29年4月8日より平成29年10月10日までの期中追加設定元本額	1,576,607,384円
平成29年4月8日より平成29年10月10日までの期中一部解約元本額	944,048,746円
期末元本額	10,328,551,556円
期末元本額の内訳*	
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券F C（適格機関投資家専用）	22,686,812円
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券F D（適格機関投資家専用）	1,017,175,497円
アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	628,026,922円
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券P - H（適格機関投資家専用）	2,966,943,185円
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券D - H（適格機関投資家専用）	3,961,763,336円
アライアンス・バーンスタイン・エマージング債券ファンドW（適格機関投資家専用）	1,731,955,804円
2. 平成29年10月10日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6875円
(10,000口当たり純資産額)	(26,875円)

（注1）\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 附属明細表

## 第1. 有価証券明細表

（1）株式（平成29年10月10日現在）

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券（平成29年10月10日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,355,000.00	1,405,812.50	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,044,000.00	1,137,960.00	
		CBB INTERNATIONAL SUKUK	563,000.00	582,001.25	
		DOMINICAN REPUBLIC	180,000.00	199,125.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,082,000.00	1,169,912.50	
		DOMINICAN REPUBLIC	757,000.00	796,742.50	
		DOMINICAN REPUBLIC	622,000.00	749,510.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	233,000.00	275,231.25	
		GABONESE REPUBLIC	1,168,367.00	1,143,539.20	
		GOVERNMENT OF JAMAICA	149,000.00	184,387.50	
		GOVERNMENT OF JAMAICA	499,000.00	614,393.75	
		HUNGARY GOVERNMENT	954,000.00	1,101,812.76	
		HUNGARY GOVERNMENT	982,000.00	1,120,707.50	
		HUNGARY GOVERNMENT	18,000.00	27,631.44	
		IVORY COAST	469,000.00	472,517.50	
		IVORY COAST	206,000.00	213,725.00	
		KINGDOM OF BAHRAIN	1,661,000.00	1,690,457.82	
		KINGDOM OF BAHRAIN	268,000.00	264,516.00	
		KINGDOM OF BAHRAIN	374,000.00	363,715.00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	1,266,000.00	1,245,744.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,117,000.00	1,133,755.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	848,000.00	897,820.00	
		POLAND GOVERNMENT	687,000.00	737,666.25	
		REPUBLIC OF ANGOLA	1,565,000.00	1,692,156.25	
REPUBLIC OF ARGENTINA	2,350,000.00	2,567,375.00			

REPUBLIC OF ARGENTINA	703,000.00	739,556.00
REPUBLIC OF ARGENTINA	1,592,000.00	1,780,652.00
REPUBLIC OF ARGENTINA	4,768,000.00	5,137,520.00
REPUBLIC OF ARGENTINA	1,622,157.94	1,889,814.00
REPUBLIC OF ARGENTINA	2,253,000.00	1,614,274.50
REPUBLIC OF AZERBAIJAN	370,000.00	381,100.00
REPUBLIC OF BELARUS	369,000.00	397,597.50
REPUBLIC OF BRAZIL	6,755,000.00	6,474,667.50
REPUBLIC OF BRAZIL	1,217,000.00	1,207,264.00
REPUBLIC OF CAMEROON	205,000.00	242,156.25
REPUBLIC OF COLOMBIA	593,000.00	581,733.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,144,000.00	1,153,724.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	477,000.00	624,870.00
REPUBLIC OF ECUADOR	1,229,000.00	1,333,465.00
REPUBLIC OF ECUADOR	238,000.00	268,345.00
REPUBLIC OF ECUADOR	1,101,000.00	1,103,752.50
REPUBLIC OF ECUADOR	853,000.00	907,378.75
REPUBLIC OF EL SALVADOR	338,000.00	349,492.00
REPUBLIC OF EL SALVADOR	560,000.00	551,600.00
REPUBLIC OF EL SALVADOR	1,133,000.00	1,268,960.00
REPUBLIC OF EL SALVADOR	450,000.00	462,375.00
REPUBLIC OF GHANA	217,000.00	233,003.75
REPUBLIC OF GUATEMALA	329,000.00	329,822.50
REPUBLIC OF HONDURAS	1,275,000.00	1,364,250.00
REPUBLIC OF INDONESIA	299,000.00	309,838.75
REPUBLIC OF INDONESIA	983,000.00	998,973.75
REPUBLIC OF INDONESIA	2,147,000.00	2,415,375.00
REPUBLIC OF INDONESIA	1,733,000.00	1,778,491.25
REPUBLIC OF INDONESIA	1,934,000.00	2,867,155.00
REPUBLIC OF INDONESIA	382,000.00	486,095.00
REPUBLIC OF IRAQ	756,000.00	746,550.00
REPUBLIC OF IRAQ	1,002,000.00	929,355.00
REPUBLIC OF KENYA	470,000.00	481,750.00
REPUBLIC OF LEBANESE	1,177,000.00	1,181,413.75
REPUBLIC OF LEBANESE	756,000.00	815,535.00
REPUBLIC OF LEBANESE	1,122,000.00	1,120,597.50
REPUBLIC OF LEBANESE	1,158,000.00	1,140,630.00
REPUBLIC OF LEBANESE	1,075,000.00	1,073,656.25
REPUBLIC OF LEBANESE	133,000.00	130,340.00
REPUBLIC OF LEBANESE	1,142,000.00	1,106,312.50
REPUBLIC OF NAMIBIA	1,173,000.00	1,197,926.25
REPUBLIC OF NIGERIA	1,162,000.00	1,238,982.50
REPUBLIC OF PANAMA	298,000.00	310,367.00
REPUBLIC OF PANAMA	465,000.00	700,987.50
REPUBLIC OF PERU	448,000.00	561,344.00
REPUBLIC OF SENEGAL	758,000.00	879,280.00
REPUBLIC OF SENEGAL	277,000.00	296,043.75
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	188,000.00	200,690.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,229,000.00	2,362,740.00



	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,141,000.00	1,160,967.50
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,508,000.00	2,702,370.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	721,000.00	657,912.50
	REPUBLIC OF SRI LANKA	1,153,000.00	1,227,945.00
	REPUBLIC OF SRI LANKA	886,000.00	953,557.50
	REPUBLIC OF SRI LANKA	818,000.00	865,035.00
	REPUBLIC OF SURINAME	1,116,000.00	1,203,885.00
	REPUBLIC OF TURKEY	457,000.00	495,845.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,206,000.00	1,275,345.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,545,000.00	1,602,165.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,088,000.00	1,028,160.00
	REPUBLIC OF TURKEY	520,000.00	547,950.00
	REPUBLIC OF TURKEY	645,000.00	741,750.00
	REPUBLIC OF TURKEY	3,087,000.00	3,029,118.75
	REPUBLIC OF TURKEY	830,000.00	1,020,900.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,386,000.00	1,540,192.50
	REPUBLIC OF TURKEY	4,905,000.00	4,273,481.25
	REPUBLIC OF TURKEY	447,000.00	483,318.75
	REPUBLIC OF URUGUAY	156,616.00	168,362.20
	REPUBLIC OF URUGUAY	736,791.00	775,472.52
	REPUBLIC OF VENEZUELA	1,736,500.00	616,457.50
	REPUBLIC OF VENEZUELA	3,042,000.00	1,209,195.00
	REPUBLIC OF VENEZUELA	2,020,900.00	697,210.50
	REPUBLIC OF VENEZUELA	1,366,000.00	474,685.00
	REPUBLIC OF ZAMBIA	616,000.00	589,820.00
	RUSSIAN FEDERATION	3,200,000.00	3,412,800.00
	RUSSIAN FEDERATION	1,400,000.00	1,480,500.00
	RUSSIAN FEDERATION	2,400,000.00	2,442,000.00
	SECOND PKSTAN SUKUK	369,000.00	386,066.25
	THIRD PKSTAN INTL SUKUK	200,000.00	205,000.00
	TRINIDAD & TOBAGO	1,077,000.00	1,082,385.00
	UKRAINE GOV (GDP LINKED)	673,000.00	392,359.00
	UKRAINE GOVERNMENT	489,000.00	520,296.00
	UKRAINE GOVERNMENT	1,969,000.00	2,095,016.00
	UKRAINE GOVERNMENT	2,563,000.00	2,707,809.50
	UKRAINE GOVERNMENT	1,284,000.00	1,346,274.00
	UKRAINE GOVERNMENT	332,000.00	346,608.00
	UKRAINE GOVERNMENT	555,000.00	548,062.50
	UNITED MEXICAN STATES	5,142,000.00	5,411,955.00
	UNITED MEXICAN STATES	3,520,000.00	3,674,880.00
	UNITED MEXICAN STATES	1,702,000.00	1,689,235.00
	UNITED MEXICAN STATES	1,289,000.00	1,227,772.50
	UNITED REP OF TANZANIA	750,561.56	785,001.07
小計	銘柄数：117	136,523,893.50	136,611,139.26 (15,404,272,062)
	組入時価比率：55.5%		57.2%
アルゼンチンペソ	REPUBLIC OF ARGENTIN15.5	5,246,766.00	6,007,547.07
	REPUBLIC OF ARGENTIN18.2	7,972,897.00	8,481,169.18
	REPUBLIC OF ARGENTIN21.2	11,957,000.00	12,217,064.75

小計	REPUBLIC OF ARGENTINA	23,230,239.00	25,077,043.00	
	REPUBLIC OF ARGENTINA16	6,816,943.00	7,634,976.16	
	銘柄数：5	55,223,845.00	59,417,800.16	(383,838,989)
	組入時価比率：1.4%			1.4%
メキシコペソ	MEXICAN BONOS	17,786,000.00	20,848,037.76	
	MEXICAN UDIBONOS	4,903,000.00	31,516,654.34	
小計	銘柄数：2	22,689,000.00	52,364,692.10	(316,282,740)
	組入時価比率：1.1%			1.2%
ブラジルリアル	REPUBLIC OF BRAZIL	3,634,000.00	3,751,205.80	
	REPUBLIC OF BRAZIL 6	2,863,000.00	9,935,726.57	
小計	銘柄数：2	6,497,000.00	13,686,932.37	(484,106,797)
	組入時価比率：1.7%			1.8%
ウルグアイペソ	REPUBLIC OF URUGUAY	7,241,000.00	17,258,561.45	
	REPUBLIC OF URUGUAY	16,008,000.00	17,236,996.58	
	REPUBLIC OF URUGUAY	6,816,000.00	7,029,002.72	
小計	銘柄数：3	30,065,000.00	41,524,560.75	(160,284,804)
	組入時価比率：0.6%			0.6%
ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	54,400,000.00	63,160,848.00	
小計	銘柄数：1	54,400,000.00	63,160,848.00	(149,691,209)
	組入時価比率：0.5%			0.6%
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT	8,256,000.00	8,128,032.00	
小計	銘柄数：1	8,256,000.00	8,128,032.00	(247,336,013)
	組入時価比率：0.9%			0.9%
スリランカルピー	REPUBLIC OF SRI LANKA	76,000,000.00	77,481,012.00	
	REPUBLIC OF SRI LANKA	56,000,000.00	58,753,632.00	
	REPUBLIC OF SRI LANKA	84,000,000.00	88,969,608.00	
	REPUBLIC OF SRI LANKA	47,000,000.00	50,424,702.00	
小計	銘柄数：4	263,000,000.00	275,628,954.00	(203,965,425)
	組入時価比率：0.7%			0.8%
エジプトポンド	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	8,750,000.00	8,295,875.00	
	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,325,000.00	1,247,328.50	
	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	700,000.00	659,141.00	
	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,825,000.00	2,636,883.25	
小計	銘柄数：4	13,600,000.00	12,839,227.75	(82,171,057)
	組入時価比率：0.3%			0.3%
南アフリカランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7,070,000.00	5,790,425.44	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7,461,289.00	6,653,356.00	
小計	銘柄数：2	14,531,289.00	12,443,781.44	(101,790,132)
	組入時価比率：0.4%			0.4%
ナイラ	REPUBLIC OF NIGERIA	449,996,000.00	453,888,465.40	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.5%	449,996,000.00	453,888,465.40 (142,248,645) 0.5%
	国債証券計			17,675,987,873 (17,675,987,873)
地方債証券	米ドル	PROVINCE OF NEUQUEN	570,000.00	599,925.00
		PROVINCIA DE BUENOS AIRE	1,073,000.00	1,239,315.00
		PROVINCIA DE BUENOS AIRE	1,231,000.00	1,421,805.00
		PROVINCIA DE CORDOBA	373,000.00	400,602.00
		PROVINCIA DE CORDOBA	576,000.00	627,840.00
		PROVINCIA DE ENTRE RIOS	321,000.00	337,852.50
		PROVINCIA DE MENDOZA	542,000.00	597,555.00
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：2.1%	4,686,000.00	5,224,894.50 (589,159,103) 2.2%
地方債証券計				589,159,103 (589,159,103)
特殊債券	米ドル	BANCO NAC DESENV	432,000.00	470,880.00
		EXP CREDIT BK OF TURKEY	630,000.00	642,600.00
		EXP CREDIT BK OF TURKEY	1,123,000.00	1,104,751.25
		EXPORT-IMPORT BANK CHINA	1,488,000.00	1,497,300.00
		MAGYAR EXPORT-IMPORT BAN	311,000.00	320,718.75
		SPARC EM SPC PANAMA METR	461,000.00	420,086.25
		小計	銘柄数：6 組入時価比率：1.8%	4,445,000.00
	特殊債券計			
社債券	米ドル	ADANI PORTS & SPECIAL	440,000.00	451,000.00
		AEROPUERTO INTL TOCUMEN	320,513.84	350,562.01
		AKBANK TAS	260,000.00	271,700.00
		AUTOPISTAS DEL SOL SA	575,000.00	608,781.25
		AZURE POWER ENERGY LTD	453,000.00	464,325.00
		BANCO DO BRASIL (CAYMAN)	625,000.00	672,500.00
		BRF SA	1,195,000.00	1,189,025.00
		CEMENTOS PACASMAYO SAA	649,000.00	667,658.75
		CIMPOR FINANCIAL OPERTNS	490,000.00	460,110.00
		CNAC HK FINBRIDGE CO LTD	1,440,000.00	1,454,400.00
		CNOOC FINANCE 2013 LTD	1,157,000.00	1,154,560.23
		CNTL AMR BOTTLING CORP	219,000.00	231,045.00
		COCA-COLA ICECEK AS	260,000.00	261,950.00
		CONSOLIDATED ENERGY FIN	236,000.00	240,231.48
		CONSOLIDATED ENERGY FIN	250,000.00	261,875.00
		CORP NACIONAL DEL COBRE	1,157,000.00	1,162,750.29
		CORP NACIONAL DEL COBRE	620,000.00	617,340.20
		COSAN LTD	261,000.00	268,699.50
		DIGICEL GROUP LTD	410,000.00	402,005.00
		DIGICEL GROUP LTD	251,000.00	229,978.75
		ECOPETROL SA	506,000.00	562,672.00
ECOPETROL SA	967,000.00	1,032,272.50		

ECOPETROL SA	90,000.00	88,317.00
EL FONDO MIVIVIENDA SA	469,000.00	478,966.25
EMPRESA DE ENERGIA DE BO	629,000.00	646,297.50
EMPRESA DE TRANSPORTE ME	347,000.00	376,495.00
EMPRESA ELECTRICA ANGAMO	645,000.00	657,142.96
EMPRESA NACIONAL DEL PET	420,000.00	402,570.00
ENERGUATE TRUST	412,000.00	425,390.00
ENERSIS AMERICAS SA	201,000.00	204,778.05
EP PETROECUADOR (NOBLE)	164,631.57	166,277.88
GREENKO DUTCH BV	600,000.00	609,750.00
GRUPO CEMENTOS CHIHUAHUA	475,000.00	491,625.00
GTLK EUROPE LTD	772,000.00	819,285.00
IHS NETHERLANDS HOLDCO	483,000.00	510,168.75
IIRSA NORTE FINANCE LTD	619,667.38	709,519.15
INDO ENERGY FINANCE II	460,000.00	468,742.85
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	460,000.00	501,400.00
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	1,180,000.00	1,289,740.00
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	486,000.00	490,374.00
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	811,000.00	821,137.50
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	318,000.00	316,092.00
KLABIN FINANCE SA	625,000.00	620,312.50
LATAM AIRLINES GROUP SA	612,000.00	652,545.00
MAJAPAHT HOLDING BV	479,000.00	645,893.18
MARFRIG HOLDING EUROPE B	539,000.00	555,606.59
MEDCO STRAITS SERV PTD	291,000.00	305,550.00
MILLICOM INTL CELLULAR	625,000.00	631,875.00
MINEJESA CAPITAL BV	1,377,000.00	1,401,306.39
MINERVA LUXEMBOURG SA	260,000.00	264,101.50
MTN MAURITIUS INVSTMENTS	484,000.00	519,695.00
NEXEN ENERGY ULC	460,000.00	586,500.00
ODEBRECHT FINANCE LTD	200,000.00	77,000.00
ODEBRECHT FINANCE LTD	359,000.00	131,483.75
ODEBRECHT FINANCE LTD	319,000.00	122,416.25
PEMEX PROJ FDG MASTER TR	1,838,000.00	1,977,320.40
PERTAMINA PERSERO PT	324,000.00	366,120.00
PERTAMINA PERSERO PT	396,000.00	427,204.80
PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	384,000.00	421,489.92
PETRO CO TRIN/TOBAGO LTD	121,000.00	127,836.50
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	929,000.00	998,818.99
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	1,112,000.00	1,189,061.60
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	552,000.00	611,616.00
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	1,334,000.00	1,319,326.00
PETROLEOS DE VENEZUELA	861,000.00	738,867.15
PETROLEOS DE VENEZUELA	1,781,596.00	721,546.37
PETROLEOS DE VENEZUELA	6,701,853.00	2,034,012.38
PETROLEOS DE VENEZUELA	1,914,100.00	585,810.29
PETROLEOS DE VENEZUELA	2,019,000.00	612,766.50
PETROLEOS MEXICANOS	1,415,000.00	1,511,220.00
PETROLEOS MEXICANOS	1,428,000.00	1,468,698.00

	PETROLEOS MEXICANOS	716,000.00	710,844.80	
	PETROLEOS MEXICANOS	1,965,000.00	2,221,432.50	
	PETROLEOS MEXICANOS	872,000.00	903,610.00	
	PETROLEOS MEXICANOS	1,287,000.00	1,179,213.75	
	PETROLEOS MEXICANOS	1,311,000.00	1,209,397.50	
	PT PELABUHAN INDO II	695,000.00	714,981.25	
	ROCK INTL INVESTMENT INC	475,000.00	454,218.75	
	SERVICIOS CORP JAVER SAP	406,000.00	418,494.65	
	SINOPEC GRP OVERSEA 2013	1,104,000.00	1,182,526.08	
	SINOPEC GRP OVERSEA 2014	1,028,000.00	1,099,955.57	
	SINOPEC GRP OVERSEA 2015	950,000.00	945,250.00	
	SINOPEC GRP OVERSEAS DEV	3,200,000.00	3,153,365.76	
	SOUTHERN GAS CORRIDOR	492,000.00	557,682.00	
	STATE GRID OVERSEAS INV	577,000.00	583,338.34	
	STATE GRID OVERSEAS INV	1,469,000.00	1,487,362.50	
	STATE OIL CO OF THE AZER	215,000.00	234,350.00	
	STILLWATER MINING	240,000.00	243,600.00	
	STILLWATER MINING	240,000.00	246,600.00	
	SURA ASSET MANAGEMENT	219,000.00	221,737.50	
	TENGIZCHEVROIL FIN CO IN	300,000.00	297,000.00	
	TONON LUXEMBOURG SA 7.25	789,878.35	31,595.13	
	TRANSNET SOC LTD	303,000.00	298,303.50	
	TRINIDAD GEN UNLTD	311,000.00	316,287.00	
	UNIFIN FINANCIERA SAB	805,000.00	827,137.50	
	USJ ACUCAR E ALCOOL SA	1,090,512.00	841,057.37	
	UZ RAIL VIA SHORTLINE	369,000.00	390,678.75	
	VEDANTA RESOURCES PLC	705,000.00	717,337.50	
	VIRGOLINO DE OLIV 10.875	320,000.00	90,000.00	
	VIRGOLINO DE OLIVE 11.75	1,082,000.00	55,452.50	
	VIRGOLINO DE OLIVE110.5	423,000.00	21,678.75	
	VM HOLDING SA	685,000.00	718,154.00	
	YPF SA	956,000.00	1,013,360.00	
小計	銘柄数：103	78,124,752.14	68,501,513.86	
			(7,724,230,702)	
	組入時価比率：27.8%		28.7%	
アルゼンチンペソ	YPF SA	4,394,000.00	4,131,326.68	
小計	銘柄数：1	4,394,000.00	4,131,326.68	
			(26,688,370)	
	組入時価比率：0.1%		0.1%	
インドルピー	HDFC	20,000,000.00	20,367,900.00	
	INDIABULLS HOUSING FIN	19,800,000.00	19,945,827.00	
	INDIAN RENEW ENERGY DEV	50,000,000.00	50,157,800.00	
	NTPC LTD	40,000,000.00	40,701,400.00	
小計	銘柄数：4	129,800,000.00	131,172,927.00	
			(228,240,892)	
	組入時価比率：0.8%		0.8%	
エジプトポンド	EGYPT CLN(CITI)	6,493,530.00	6,158,165.14	
	EGYPT CLN(CITI)	17,775,000.00	16,856,992.35	
	EGYPT CLN(HSBC)	8,375,000.00	8,271,987.50	

小計	銘柄数：3	32,643,530.00	31,287,144.99	
	組入時価比率：0.7%		(200,237,727)	0.7%
社債券計			8,179,397,691	
			(8,179,397,691)	
合計			26,947,041,142	
			(26,947,041,142)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
（平成29年10月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	1,281,456,648	-	1,267,755,427	13,701,221
	売建	94,580,973	-	92,480,818	2,100,155
合計		1,376,037,621	-	1,360,236,245	11,601,066

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	352,803,029	-	346,698,358	6,104,671
	メキシコペソ	79,939,090	-	77,908,688	2,030,402
	トルコリラ	78,064,874	-	75,607,355	2,457,519
	ポーランドズロチ	136,730,970	-	136,105,154	625,816
	南アフリカランド	58,068,095	-	57,077,161	990,934
	売建	361,803,029	-	365,048,246	3,245,217
	米ドル	361,803,029	-	365,048,246	3,245,217
	合計	714,606,058	-	711,746,604	9,349,888

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	買建	457,429,769	-	451,316,487	6,113,282
	アルゼンチンペソ（米ドル対価）	56,321,019	-	57,104,821	783,802
	インドルピー（米ドル対価）	130,527,740	-	128,234,506	2,293,234
	ロシアルーブル（米ドル対価）	270,581,010	-	265,977,160	4,603,850
合計	457,429,769	-	451,316,487	6,113,282	

(注1)時価の算定方法

## 1 先物取引

1)先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

## 2 為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 3 直物為替先渡取引

1)価格情報会社が計算し、提供する価額等により評価しております。

(注2)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## グローバル好利回り株式マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

	（平成29年 7月10日現在）	（平成30年 1月 9日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	31,943,163	8,880,175
コール・ローン	48,023,033	92,499,332
株式	9,568,426,829	8,858,020,883
未収配当金	21,278,612	20,313,680
流動資産合計	9,669,671,637	8,979,714,070
資産合計	9,669,671,637	8,979,714,070
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	14,400
未払解約金	880,000	-
未払利息	108	268
その他未払費用	614	782
流動負債合計	880,722	15,450
負債合計	880,722	15,450
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,755,416,977	3,954,669,163
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	4,913,373,938	5,025,029,457
元本等合計	9,668,790,915	8,979,698,620
純資産合計	9,668,790,915	8,979,698,620
負債純資産合計	9,669,671,637	8,979,714,070



## 注記表

## （重要な会計方針の注記）

項目	自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。  (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。  (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。  (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（平成29年 7月10日現在）		（平成30年 1月 9日現在）	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,755,416,977口		3,954,669,163口	
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額	2.0332円 20,332円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額	2.2707円 22,707円)

## （金融商品に関する注記）

## ・金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## ・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 1月 9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成29年 7月10日現在)

該当事項はありません。

(平成30年 1月 9日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	4,511,600	-	4,526,000	14,400
	米ドル	4,511,600	-	4,526,000	14,400
合計		4,511,600	-	4,526,000	14,400

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## （その他の注記）

（平成29年 7月10日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,462,824,432円
同期中における追加設定元本額	286,128円
同期中における一部解約元本額	707,693,583円
平成29年 7月10日現在における元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	4,650,121,408円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	105,295,569円
合計	4,755,416,977円

（平成30年 1月 9日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,755,416,977円
同期中における追加設定元本額	50,320円
同期中における一部解約元本額	800,798,134円
平成30年 1月 9日現在における元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	3,869,684,702円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	84,984,461円
合計	3,954,669,163円

## 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	キヤノン	34,900	4,358.00	152,094,200	
	NTTドコモ	36,200	2,699.00	97,703,800	
	三井物産	63,400	1,929.00	122,298,600	
	ローソン	14,500	7,510.00	108,895,000	
日本円 小計		149,000		480,991,600	
米ドル	CHEVRON CORPORATION	10,519	128.53	1,352,007.07	
	CONOCOPHILLIPS	26,654	57.46	1,531,538.84	
	SCHLUMBERGER LTD	10,000	74.80	748,000.00	
	AVERY DENNISON CORP	8,500	118.60	1,008,100.00	
	DOWDUPONT INC	12,500	75.16	939,500.00	
	EATON CORP PLC	18,579	82.03	1,524,035.37	
	GENERAL ELECTRIC CO	33,105	18.28	605,159.40	
	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	3,000	328.16	984,480.00	
	PACCAR INC	10,800	74.86	808,488.00	

	ROCKWELL AUTOMATION INC	7,500	202.01	1,515,075.00	
	UNION PACIFIC CORP	11,000	139.44	1,533,840.00	
	GENERAL MOTORS CO	16,634	44.22	735,555.48	
	HANESBRANDS INC	32,000	21.60	691,200.00	
	TAPESTRY INC	20,000	45.29	905,800.00	
	CARNIVAL CORP	14,000	66.05	924,700.00	
	MCDONALD'S CORPORATION	5,075	173.93	882,694.75	
	THE WALT DISNEY CO.	7,000	110.02	770,140.00	
	LOWE'S COMPANIES INC	8,000	93.71	749,680.00	
	ALTRIA GROUP INC	14,631	70.31	1,028,705.61	
	COCA-COLA CO/THE	18,267	46.00	840,282.00	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	10,000	103.22	1,032,200.00	
	ABBVIE INC	15,307	99.49	1,522,893.43	
	JOHNSON & JOHNSON	10,573	141.89	1,500,202.97	
	MERCK & CO. INC.	25,060	56.66	1,419,899.60	
	PFIZER INC	35,375	36.45	1,289,418.75	
	JPMORGAN CHASE & CO	10,000	108.50	1,085,000.00	
	CME GROUP INC.	9,200	151.73	1,395,916.00	
	MICROSOFT CORP	19,500	88.28	1,721,460.00	
	CISCO SYSTEMS INC	37,198	39.94	1,485,688.12	
	QUALCOMM INC	12,124	66.27	803,457.48	
	AT&T INC	21,498	38.25	822,298.50	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	11,000	87.50	962,500.00	
	CMS ENERGY CORPORATION	29,400	46.34	1,362,396.00	
	INTEL CORP	23,100	44.74	1,033,494.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	17,800	109.64	1,951,592.00	
	XILINX INC	11,000	74.64	821,040.00	
	米ドル 小計	585,899		40,288,438.37 (4,559,039,685)	
カナダドル	TRANSCANADA CORP	27,613	61.26	1,691,572.38	
	BANK OF MONTREAL	11,258	101.65	1,144,375.70	

	SUN LIFE FINANCIAL INC	22,000	51.61	1,135,420.00	
	BCE INC	20,638	58.83	1,214,133.54	
	カナダドル 小計	81,509		5,185,501.62	(472,814,037)
ユーロ	TOTAL SA	17,845	48.03	857,184.57	
	UPM-KYMMENE OYJ	26,000	26.34	684,840.00	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	12,000	47.91	574,980.00	
	FERROVIAL SA	35,000	19.65	687,750.00	
	SIEMENS AG-REG	5,142	121.00	622,182.00	
	RANDSTAD HOLDING NV	12,341	55.64	686,653.24	
	DAIMLER AG	12,592	73.75	928,660.00	
	VALEO SA	10,000	64.98	649,800.00	
	ACCOR SA	15,000	44.38	665,700.00	
	SANOFI	12,000	74.35	892,200.00	
	NATIXIS	110,000	6.90	759,000.00	
	ING GROEP NV-CVA	60,000	15.87	952,200.00	
	VONOVIA SE	20,000	42.41	848,200.00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	50,000	15.03	751,500.00	
	RED ELECTRICA CORPORATION SA	48,048	18.72	899,698.80	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	30,000	22.07	662,100.00	
	ユーロ 小計	475,968		12,122,648.61	(1,642,133,980)
英ポンド	DS SMITH PLC	135,000	5.12	692,010.00	
	RIO TINTO PLC	21,697	40.37	876,016.37	
	DIAGEO PLC	22,000	26.67	586,850.00	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	39,409	13.53	533,361.40	
	3I GROUP PLC	73,000	9.20	671,746.00	
	AVIVA PLC	120,000	5.06	607,440.00	
	英ポンド 小計	411,106		3,967,423.77	(609,039,222)
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG SHS	9,543	83.94	801,039.42	

	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	3,481	249.50	868,509.50	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,100	685.00	753,500.00	
スイスフラン 小計		14,124		2,423,048.92	(280,298,299)
スウェーデンクローナ	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB-A	74,559	99.30	7,403,708.70	
	HEXAGON AB-B SHS	17,000	430.50	7,318,500.00	
スウェーデンクローナ 小計		91,559		14,722,208.70	(203,019,257)
ノルウェークローネ	ORKLA ASA	115,979	86.10	9,985,791.90	
ノルウェークローネ 小計		115,979		9,985,791.90	(140,100,660)
オーストラリアドル	AMCOR LIMITED	50,000	15.26	763,000.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	24,151	29.82	720,182.82	
	MACQUARIE GROUP LTD	8,106	101.98	826,649.88	
オーストラリアドル 小計		82,257		2,309,832.70	(205,251,733)
香港ドル	SANDS CHINA LTD	150,000	39.90	5,985,000.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	159,500	39.55	6,308,225.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	45,000	134.30	6,043,500.00	
香港ドル 小計		354,500		18,336,725.00	(265,332,410)
合 計		2,361,901		8,858,020,883	(8,377,029,283)

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 36銘柄	50.8%	54.4%
カナダドル	株式 4銘柄	5.3%	5.6%
ユーロ	株式 16銘柄	18.3%	19.6%
英ポンド	株式 6銘柄	6.8%	7.3%
スイスフラン	株式 3銘柄	3.1%	3.3%
スウェーデンクローナ	株式 2銘柄	2.3%	2.4%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	1.6%	1.7%

オーストラリアドル	株式	3銘柄	2.3%	2.5%
香港ドル	株式	3銘柄	3.0%	3.2%

## (b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。



## 中小型株マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(平成29年 7月10日現在)

(平成30年 1月 9日現在)

## 資産の部

## 流動資産

コール・ローン	1,707,028	2,889,945
---------	-----------	-----------

株式	137,647,100	123,834,400
----	-------------	-------------

未収入金	-	614,469
------	---	---------

未収配当金	232,776	171,966
-------	---------	---------

流動資産合計	139,586,904	127,510,780
--------	-------------	-------------

資産合計	139,586,904	127,510,780
------	-------------	-------------

## 負債の部

## 流動負債

未払金	-	543,266
-----	---	---------

未払利息	3	8
------	---	---

その他未払費用	25	9
---------	----	---

流動負債合計	28	543,283
--------	----	---------

負債合計	28	543,283
------	----	---------

## 純資産の部

## 元本等

元本	49,030,892	32,316,929
----	------------	------------

## 剰余金

剰余金又は欠損金( )	90,555,984	94,650,568
-------------	------------	------------

元本等合計	139,586,876	126,967,497
-------	-------------	-------------

純資産合計	139,586,876	126,967,497
-------	-------------	-------------

負債純資産合計	139,586,904	127,510,780
---------	-------------	-------------

## 注記表

## （重要な会計方針の注記）

項目	自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（平成29年 7月10日現在）	（平成30年 1月 9日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	49,030,892口	32,316,929口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 2.8469円 28,469円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 3.9288円 39,288円)

## （金融商品に関する注記）

## ・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## ・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 1月 9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

## （その他の注記）

(平成29年 7月10日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	65,212,830円
同期中における追加設定元本額	151,779円
同期中における一部解約元本額	16,333,717円
平成29年 7月10日現在における元本の内訳	
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	49,030,892円
合計	49,030,892円

(平成30年 1月 9日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	49,030,892円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	16,713,963円
平成30年 1月 9日現在における元本の内訳	
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	32,316,929円
合計	32,316,929円

## 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a)株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ウエストホールディングス	800	774.00	619,200	
日本電技	400	3,025.00	1,210,000	
東建コーポレーション	100	13,480.00	1,348,000	
東鉄工業	500	3,785.00	1,892,500	
日油	500	3,115.00	1,557,500	
JCU	300	5,770.00	1,731,000	
藤森工業	500	4,180.00	2,090,000	
ニフコ	200	7,850.00	1,570,000	
栄研化学	300	5,520.00	1,656,000	
ダイト	400	3,145.00	1,258,000	
ニチリン	390	3,105.00	1,210,950	
相模ゴム工業	1,000	1,887.00	1,887,000	
トーカロ	300	5,890.00	1,767,000	
パイオラックス	600	3,475.00	2,085,000	
レオン自動機	600	2,335.00	1,401,000	
オイレス工業	300	2,337.00	701,100	
サトーホールディングス	100	3,475.00	347,500	
ダイフク	300	6,760.00	2,028,000	
グローリー	400	4,390.00	1,756,000	
新晃工業	900	2,169.00	1,952,100	
ツバキ・ナカシマ	800	2,832.00	2,265,600	
スター精密	1,000	2,040.00	2,040,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	500	3,055.00	1,527,500	
日本信号	500	1,220.00	610,000	
スミダコーポレーション	700	2,031.00	1,421,700	

本多通信工業	1,200	1,264.00	1,516,800	
イリソ電子工業	200	7,060.00	1,412,000	
オブテックスグループ	300	6,400.00	1,920,000	
スタンレー電気	400	4,725.00	1,890,000	
カシオ計算機	1,000	1,721.00	1,721,000	
芝浦電子	300	5,460.00	1,638,000	
太平洋工業	1,000	1,755.00	1,755,000	
マニー	500	3,630.00	1,815,000	
朝日インテック	400	4,060.00	1,624,000	
フジシールインターナショナル	500	3,985.00	1,992,500	
リンテック	600	3,210.00	1,926,000	
岡村製作所	1,300	1,641.00	2,133,300	
サカイ引越センター	300	5,750.00	1,725,000	
ヒト・コミュニケーションズ	300	3,010.00	903,000	
GMOペイメントゲートウェイ	100	9,850.00	985,000	
コムチュア	200	3,010.00	602,000	
インテージホールディングス	900	1,449.00	1,304,100	
クレスコ	300	4,705.00	1,411,500	
ソフトバンク・テクノロジー	700	1,975.00	1,382,500	
光通信	100	16,600.00	1,660,000	
アイネット	700	1,778.00	1,244,600	
D T S	500	3,745.00	1,872,500	
テンポスホールディングス	500	2,273.00	1,136,500	
エフティグループ	1,400	977.00	1,367,800	
ドウシシャ	500	2,524.00	1,262,000	
シークス	300	4,900.00	1,470,000	
トラスコ中山	500	3,365.00	1,682,500	
サンエー	200	5,420.00	1,084,000	
あみやき亭	200	5,230.00	1,046,000	
大黒天物産	200	5,070.00	1,014,000	
ビックカメラ	800	1,634.00	1,307,200	

アークランドサービスホールディングス	500	2,709.00	1,354,500	
クスリのアオキホールディングス	200	6,180.00	1,236,000	
ピーシーデポコーポレーション	700	852.00	596,400	
日本M&Aセンター	100	5,420.00	542,000	
トラスト・テック	400	3,405.00	1,362,000	
コシダカホールディングス	200	5,400.00	1,080,000	
総合警備保障	200	6,500.00	1,300,000	
ベネフィット・ワン	500	2,433.00	1,216,500	
アウトソーシング	1,100	1,957.00	2,152,700	
ジャパンベストレスキューシステム	2,100	703.00	1,476,300	
インフォマート	800	695.00	556,000	
E P Sホールディングス	600	2,655.00	1,593,000	
プレステージ・インターナショナル	1,600	1,403.00	2,244,800	
日本空調サービス	1,600	811.00	1,297,600	
りらいあコミュニケーションズ	1,500	1,349.00	2,023,500	
リソー教育	1,500	927.00	1,390,500	
テー・オー・ダブリュー	1,700	932.00	1,584,400	
エフアンドエム	1,200	1,090.00	1,308,000	
テクノプロ・ホールディングス	200	6,210.00	1,242,000	
アイ・アールジャパンホールディングス	600	2,150.00	1,290,000	
リログループ	600	3,265.00	1,959,000	
東祥	500	3,690.00	1,845,000	
共立メンテナンス	500	4,570.00	2,285,000	
丹青社	1,300	1,313.00	1,706,900	
メイテック	300	5,930.00	1,779,000	
船井総研ホールディングス	450	2,521.00	1,134,450	
学究社	800	1,662.00	1,329,600	
ディーエムエス	800	1,516.00	1,212,800	
合 計	51,340		123,834,400	

## (b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。



## アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)

## (1) 中間貸借対照表

(単位:円)

	第11期計算期間末 (平成29年 5月29日現在)	第12期中間計算期間末 (平成29年11月29日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	38,588	205,268
親投資信託受益証券	2,546,461,647	4,297,654,970
未収入金	12,800,000	15,500,000
流動資産合計	2,559,300,235	4,313,360,238
資産合計	2,559,300,235	4,313,360,238
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1,076,660	1,345,782
未払委託者報酬	11,035,702	13,794,177
その他未払費用	81,004	81,000
流動負債合計	12,193,366	15,220,959
負債合計	12,193,366	15,220,959
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,580,114,766	2,300,855,143
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	966,992,103	1,997,284,136
(分配準備積立金)	436,132,800	373,885,325
元本等合計	2,547,106,869	4,298,139,279
純資産合計	2,547,106,869	4,298,139,279
負債純資産合計	2,559,300,235	4,313,360,238

## ( 2 ) 中間損益及び剰余金計算書

( 単位 : 円 )

	第11期中間計算期間 (自 平成28年 5月31日 至 平成28年11月30日)	第12期中間計算期間 (自 平成29年 5月30日 至 平成29年11月29日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	143,165,997	448,224,936
<b>営業収益合計</b>	<b>143,165,997</b>	<b>448,224,936</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	279	958
受託者報酬	758,676	1,345,782
委託者報酬	7,776,357	13,794,177
その他費用	81,063	81,017
<b>営業費用合計</b>	<b>8,616,375</b>	<b>15,221,934</b>
営業利益又は営業損失 ( )	134,549,622	433,003,002
経常利益又は経常損失 ( )	134,549,622	433,003,002
中間純利益又は中間純損失 ( )	134,549,622	433,003,002
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	2,488,722	28,279,164
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	339,096,659	966,992,103
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,743,494	796,026,317
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,743,494	796,026,317
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,987,079	170,458,122
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,987,079	170,458,122
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	540,913,974	1,997,284,136

## ( 3 ) 中間注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第12期中間計算期間 (自 平成29年 5月30日 至 平成29年11月29日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	( 1 ) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	( 1 ) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の 補足説明	金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、平成29年5月30日から平成30年5月29日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成29年5月30日から平成29年11月29日までとなっております。

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

第11期中間計算期末 (平成29年 5月29日現在)	第12期中間計算期末 (平成29年11月29日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,580,114,766口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,300,855,143口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6120円 (10,000口当たり純資産額 16,120円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8681円 (10,000口当たり純資産額 18,681円)

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第11期中間計算期間 (自 平成28年 5月31日 至 平成28年11月30日)	第12期中間計算期間 (自 平成29年 5月30日 至 平成29年11月29日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第11期計算期間末 (平成29年 5月29日現在)	第12期中間計算期間末 (平成29年11月29日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載し ております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価 と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>(1) 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で 評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

## （重要な後発事象に関する注記）

第12期中間計算期間 (自 平成29年 5月30日 至 平成29年11月29日)
該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

第11期計算期間末 (平成29年 5月29日現在)	第12期中間計算期間末 (平成29年11月29日現在)
期首元本額 1,277,021,983円	期首元本額 1,580,114,766円
期中追加設定元本額 913,810,934円	期中追加設定元本額 996,311,191円
期中一部解約元本額 610,718,151円	期中一部解約元本額 275,570,814円

## 2. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）は「A Bエマージング・グロース株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

#### A Bエマージング・グロース株式マザーファンド

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

#### 貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	(平成29年11月29日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	144,363,861
コール・ローン	168,169,878
株式	3,969,943,915
オプション証券等	46,883,338
派生商品評価勘定	11,574
未収入金	174,551
未収配当金	229,608
流動資産合計	4,329,776,725
<b>資産合計</b>	
4,329,776,725	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,897
未払金	16,578,999
未払解約金	15,500,000
未払利息	437
その他未払費用	981
流動負債合計	32,097,314
<b>負債合計</b>	
32,097,314	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1,745,665,937
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,552,013,474
元本等合計	4,297,679,411
<b>純資産合計</b>	
4,297,679,411	
<b>負債純資産合計</b>	
4,329,776,725	

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成29年 5月30日 至 平成29年11月29日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) オプション証券等 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

(平成29年11月29日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成29年 5月30日
期首元本額	1,203,374,910円
平成29年5月30日より平成29年11月29日までの期中追加設定元本額	706,466,948円
平成29年5月30日より平成29年11月29日までの期中一部解約元本額	164,175,921円
期末元本額	1,745,665,937円
期末元本額の内訳*	
アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）	1,745,665,937円
2. 平成29年11月29日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.4619円
(10,000口当たり純資産額)	(24,619円)

(注1) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## グローバル・リート・マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(平成29年 7月10日現在)

(平成30年 1月 9日現在)

## 資産の部

## 流動資産

預金	3,311,199,161	2,956,978,790
コール・ローン	371,696,056	1,205,721,415
投資証券	109,050,679,534	100,509,102,672
派生商品評価勘定	-	2,276,064
未収入金	460,999,157	725,234,737
未収配当金	561,992,145	484,158,365
流動資産合計	113,756,566,053	105,883,472,043
資産合計	113,756,566,053	105,883,472,043

## 負債の部

## 流動負債

派生商品評価勘定	215,268	-
未払金	2,736,853,935	272,213,429
未払解約金	26,230,000	401,000,000
未払利息	839	3,494
その他未払費用	3,702	2,587
流動負債合計	2,763,303,744	673,219,510
負債合計	2,763,303,744	673,219,510

## 純資産の部

## 元本等

元本	48,304,528,943	43,007,009,085
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	62,688,733,366	62,203,243,448
元本等合計	110,993,262,309	105,210,252,533
純資産合計	110,993,262,309	105,210,252,533
負債純資産合計	113,756,566,053	105,883,472,043

## 注記表

## （重要な会計方針の注記）

項目	自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（平成29年 7月10日現在）	（平成30年 1月 9日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	48,304,528,943口	43,007,009,085口
2. 1単位当たり純資産の額	<p>1口当たり純資産額 2.2978円 (10,000口当たりの純資産額 22,978円)</p>	<p>1口当たり純資産額 2.4464円 (10,000口当たりの純資産額 24,464円)</p>



## （金融商品に関する注記）

## ・金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

## ・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 1月 9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成29年 7月10日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	400,000,000	-	400,215,268	215,268
	ユーロ	400,000,000	-	400,215,268	215,268
合計		400,000,000	-	400,215,268	215,268

（平成30年 1月 9日現在）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	400,000,000	-	397,723,936	2,276,064
	ユーロ	400,000,000	-	397,723,936	2,276,064
	合計	400,000,000	-	397,723,936	2,276,064

（注）1．時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成29年 7月11日 至 平成30年 1月 9日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（平成29年 7月10日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	54,662,987,092円
同期中における追加設定元本額	425,294,921円
同期中における一部解約元本額	6,783,753,070円
平成29年 7月10日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	38,337,822,234円
三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）	2,962,403,613円
グローバル3資産ファンド	5,778,223,937円
三井住友・グローバル・リート・オープン（1年決算型）	458,479,262円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	563,151,279円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	60,156,563円
DCグローバル・リート・オープン	140,304,385円
グローバル・リート・ファンドVA＜適格機関投資家限定＞	3,987,670円
合計	48,304,528,943円



（平成30年 1月 9日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	48,304,528,943円
同期中における追加設定元本額	542,139,825円
同期中における一部解約元本額	5,839,659,683円
平成30年 1月 9日現在における元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	34,070,262,988円
三井住友・グローバル・リート・オープン（3カ月決算型）	2,687,341,250円
グローバル3資産ファンド	5,140,098,461円
三井住友・グローバル・リート・オープン（1年決算型）	418,955,916円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	499,175,598円
ニュー・グローバル・バランス・ファンド	50,933,444円
DCグローバル・リート・オープン	138,275,959円
グローバル・リート・ファンドVA＜適格機関投資家限定＞	1,965,469円
合計	43,007,009,085円

## 附属明細表

### 有価証券明細表

#### (a) 株式

該当事項はありません。

#### (b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	アドバンス・レジデンス投資法人	6,268	1,766,322,400	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人	3,364	1,607,992,000	
		ヒューリックリート投資法人	9,924	1,637,460,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人	16,267	2,322,927,600	
		ラサールロジポート投資法人	10,430	1,201,536,000	
		三菱地所物流リート投資法人	325	89,212,500	
		日本リテールファンド投資法人	3,826	794,660,200	
		オリックス不動産投資法人	12,036	1,907,706,000	
		インヴィンシブル投資法人	28,821	1,394,936,400	
		ケネディクス・オフィス投資法人	2,944	1,910,656,000	
		大和証券オフィス投資法人	645	389,580,000	
		大和ハウスリート投資法人	7,198	1,951,377,800	
		日本円 小計		102,048	16,974,366,900
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	180,069	4,840,254.72	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	365,887	6,410,340.24	

BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	227,461	4,064,728.07	
CAMDEN PROPERTY TRUST	49,735	4,446,806.35	
CHATHAM LODGING TRUST	229,658	5,169,601.58	
CORESITE REALTY CORPORATION	44,339	5,042,231.08	
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	23,551	662,960.65	
COUSINS PROPERTIES INC	391,820	3,573,398.40	
CUBESMART	187,143	5,296,146.90	
CYRUSONE INC	31,591	1,866,080.37	
DIGITAL REALTY TRUST INC	19,377	2,211,884.55	
EASTGROUP PROPERTIES INC	38,467	3,315,855.40	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	54,709	4,779,925.33	
EQUITY RESIDENTIAL	34,624	2,185,120.64	
EXTRA SPACE STORAGE INC	89,503	7,622,970.51	
FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST	60,757	7,892,941.87	
GGP INC	550,293	12,964,903.08	
GRAMERCY PROPERTY TRUST	276,917	7,401,991.41	
HCP, INC.	665,565	16,659,091.95	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	60,330	1,888,932.30	
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA INC	378,085	10,937,999.05	
INVITATION HOMES INC	161,955	3,742,780.05	
KIMCO REALTY CORPORATION	1,162,818	20,698,160.40	
LIBERTY PROPERTY TRUST	146,137	6,143,599.48	
LIFE STORAGE INC	67,552	5,876,348.48	
MGM GROWTH PROPERTIES LLC	179,266	5,130,592.92	
MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	76,354	7,366,633.92	
NATIONAL HEALTH INVESTORS INC	136,626	10,132,184.16	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	83,681	2,274,449.58	
PARK HOTELS AND RESORTS INC	76,403	2,186,653.86	
PENNSYLVANIA REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	660,782	7,777,404.14	
PROLOGIS INC	83,605	5,291,360.45	

	PUBLIC STORAGE	122,758	24,984,935.74	
	QTS REALTY TRUST INC-CL A	24,261	1,299,176.55	
	REALTY INCOME CORPORATION	69,685	3,852,186.80	
	REGENCY CENTERS CORP	80,079	5,390,918.28	
	RLJ LODGING TRUST	593,564	13,260,219.76	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	341,403	57,782,457.75	
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	222,928	1,834,697.44	
	VENTAS INC	246,750	14,422,537.50	
	VEREIT INC	947,757	7,165,042.92	
	WELLTOWER INC	131,997	8,261,692.23	
	米ドル 小計	9,576,242	334,108,196.86 (37,807,683,556)	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTATE	192,972	8,025,705.48	
	CAN APARTMENT PROP	269,775	9,833,298.75	
	H&R REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	310,364	6,632,478.68	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES	197,708	2,257,825.36	
	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	153,814	3,776,133.70	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	84,077	2,593,775.45	
	カナダドル 小計	1,208,710	33,119,217.42 (3,019,810,244)	
ユーロ	ICADE	112,573	9,366,073.60	
	KLEPIERRE	1,083,960	39,456,144.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,083,901	12,481,120.01	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	284,613	60,736,414.20	
	ユーロ 小計	2,565,047	122,039,751.81 (16,531,504,780)	
英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	2,543,968	17,314,246.20	
	INTU PROPERTIES PLC	2,673,524	6,622,318.94	
	SEGRO PLC	1,349,967	7,932,406.09	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	4,972,650	7,389,357.90	

英ポンド 小計		11,540,109	39,258,329.13 (6,026,546,104)
オーストラリアドル	DEXUS	2,256,708	23,040,988.68
	GOODMAN GROUP	2,589,609	21,726,819.51
	MIRVAC GROUP	13,981,355	32,856,184.25
	SCENTRE GROUP	13,919,348	57,904,487.68
	STOCKLAND	3,702,081	16,437,239.64
	VICINITY CENTRES	4,478,497	12,136,726.87
	WESTFIELD CORP	4,126,996	38,133,443.04
オーストラリアドル 小計		45,054,594	202,235,889.67 (17,970,681,156)
シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	4,233,600	11,854,080.00
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	4,412,675	8,781,223.25
	CAPITALAND MALL TRUST	2,389,700	5,018,370.00
シンガポールドル 小計		11,035,975	25,653,673.25 (2,178,509,932)
合計			100,509,102,672 (83,534,735,772)

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 42銘柄	35.9%	45.3%
カナダドル	投資証券 6銘柄	2.9%	3.6%
ユーロ	投資証券 4銘柄	15.7%	19.8%
英ポンド	投資証券 4銘柄	5.7%	7.2%
オーストラリアドル	投資証券 7銘柄	17.1%	21.5%
シンガポールドル	投資証券 3銘柄	2.1%	2.6%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## ニュー・グローバル・バランス・ファンド

2018年 1月31日現在

資産総額	1,260,962,566円
負債総額	11,495,429円
純資産総額( - )	1,249,467,137円
発行済口数	1,221,821,146口
1口当たり純資産額( / )	1.0226円
(1万口当たり純資産額)	(10,226円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

## イ 名義書換

該当事項はありません。

## ロ 受益者名簿

作成しません。

## ハ 受益者に対する特典

ありません。

## ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

## (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

## ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### イ 資本金の額および株式数

	2018年1月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

##### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

#### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

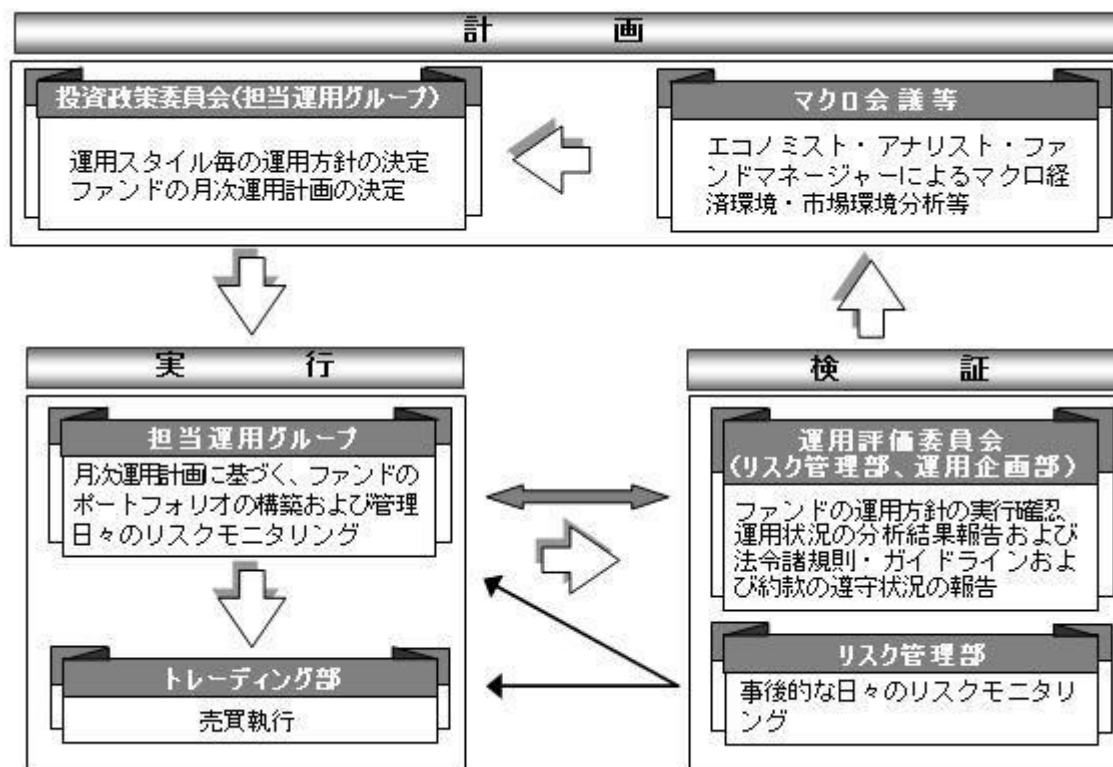
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

## 二 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年1月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（2018年1月31日現在）

		本数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	82 ( 34)	327,104 ( 235,399)
	追加型	453 ( 195)	5,742,847 ( 2,864,408)
	計	535 ( 229)	6,069,951 ( 3,099,808)
公社債投資信託	単位型	108 ( 108)	357,883 ( 357,883)
	追加型	1 ( 0)	32,241 ( 0)
	計	109 ( 108)	390,124 ( 357,883)
合計		644 ( 337)	6,460,075 ( 3,457,691)

( )内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2 当社は、第32期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第33期中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	2	10,857,507	13,279,384
顧客分別金信託		20,006	20,008
前払費用		324,934	351,526
未収入金		81,347	40,544
未収委託者報酬		5,418,116	5,511,715
未収運用受託報酬		1,635,461	1,297,104
未収投資助言報酬		382,911	343,523
未収収益		28,813	20,789
繰延税金資産		494,032	482,535
その他の流動資産		6,226	5,560
<b>流動資産合計</b>		<b>19,249,357</b>	<b>21,352,691</b>
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	1	154,246	198,767
器具備品		240,748	261,096
<b>有形固定資産合計</b>		<b>394,995</b>	<b>459,864</b>
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		449,034	493,806
ソフトウェア仮勘定		146,452	141,025
電話加入権		79	68
商標権		60	3
<b>無形固定資産合計</b>		<b>595,627</b>	<b>634,903</b>
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券		13,115,106	12,098,372
関係会社株式		10,412,523	10,412,523
長期差入保証金		603,625	677,681
長期前払費用		32,533	61,282
会員権		17,299	7,819
繰延税金資産		750,481	871,577
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>24,931,569</b>	<b>24,129,257</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>25,922,192</b>	<b>25,224,025</b>
<b>資産合計</b>		<b>45,171,549</b>	<b>46,576,717</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
顧客からの預り金	0	304
その他の預り金	73,103	80,380
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	154	655
未払償還金	141,808	140,124
未払手数料	2,479,778	2,424,318
その他未払金	58,453	52,903
<b>未払費用</b>		
未払消費税等	2,092,669	2,564,625
未払法人税等	317,444	160,571
賞与引当金	992,491	661,467
その他の流動負債	982,654	1,001,068
	-	445
<b>流動負債合計</b>	<b>7,138,557</b>	<b>7,086,864</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	3,028,212	3,177,131
賞与引当金	51,310	40,167
その他の固定負債	693	2,174
<b>固定負債合計</b>	<b>3,080,216</b>	<b>3,219,473</b>
<b>負債合計</b>	<b>10,218,774</b>	<b>10,306,337</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,000	2,000,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
<b>資本剰余金合計</b>	<b>8,628,984</b>	<b>8,628,984</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	284,245	284,245
<b>その他利益剰余金</b>		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,984,811	23,493,074
<b>利益剰余金合計</b>	<b>23,806,015</b>	<b>25,314,279</b>
<b>株主資本計</b>	<b>34,434,999</b>	<b>35,943,263</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	517,775	327,116
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>517,775</b>	<b>327,116</b>
<b>純資産合計</b>	<b>34,952,774</b>	<b>36,270,379</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>45,171,549</b>	<b>46,576,717</b>

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		32,339,255		31,628,014
運用受託報酬		7,401,835		5,649,190
投資助言報酬		1,909,892		1,726,511
その他営業収益				
情報提供コンサルタント 業務報酬		5,000		5,000
投資法人運用受託報酬		8,546		-
サービス支援手数料		74,038		61,268
その他		55,319		54,261
営業収益計		41,793,887		39,124,246
営業費用				
支払手数料		16,006,652		14,908,517
広告宣伝費		615,596		366,227
公告費		4,507		1,140
調査費				
調査費		1,624,477		1,325,978
委託調査費		4,106,366		4,343,104
営業雑経費				
通信費		43,662		46,030
印刷費		399,236		338,254
協会費		23,328		21,669
諸会費		22,650		20,054
情報機器関連費		2,557,200		2,516,497
販売促進費		31,271		24,896
その他		161,974		149,177
営業費用合計		25,596,925		24,061,549
一般管理費				
給料				
役員報酬		181,739		225,885
給料・手当		5,824,767		6,121,741
賞与		609,597		610,533
賞与引当金繰入額		1,033,964		989,925
交際費		26,912		23,136
寄付金		23		-
事務委託費		540,251		317,928
旅費交通費		277,212		229,248
租税公課		161,628		268,527
不動産賃借料		595,051		622,662
退職給付費用		701,070		423,954
固定資産減価償却費		334,024		384,068
諸経費		354,884		335,840
一般管理費合計		10,641,129		10,553,451
営業利益		5,555,832		4,509,246
営業外収益				
受取配当金	1	36,102		106,651
受取利息	1	3,728		745
時効成立分配金・償還金		1,394		1,721



原稿・講演料		1,766	1,474
雑収入		19,472	12,592
営業外収益合計		62,465	123,184
営業外費用			
為替差損		51,385	9,737
雑損失		-	1,084
営業外費用合計		51,385	10,821
経常利益		5,566,912	4,621,608
特別利益			
投資有価証券償還益		13,036	353,462
投資有価証券売却益		38,823	2,579
投資有価証券清算益		29,214	-
特別利益合計		81,075	356,041
特別損失			
固定資産除却損	2	5,300	8,157
投資有価証券償還損		2,313	43,644
投資有価証券売却損		8,184	15,012
ゴルフ会員権売却損		-	3,894
事務所移転費用		-	21,175
特別損失合計		15,798	91,884
税引前当期純利益		5,632,188	4,885,765
法人税、住民税及び事業税		1,598,176	1,391,996
法人税等調整額		41,999	25,454
法人税等合計		1,556,177	1,366,541
当期純利益		4,076,011	3,519,223

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548
当期変動額									
剰余金の配当			-				952,560	952,560	952,560
当期純利益			-				4,076,011	4,076,011	4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-					-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,123,451	3,123,451	3,123,451
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	634,478	634,478	31,946,027
当期変動額			
剰余金の配当		-	952,560
当期純利益		-	4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	116,703	116,703	116,703
当期変動額合計	116,703	116,703	3,006,747
当期末残高	517,775	517,775	34,952,774

当事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当			-				2,010,960	2,010,960	2,010,960
当期純利益			-				3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-					-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当		-	2,010,960
当期純利益		-	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	190,658	190,658	190,658
当期変動額合計	190,658	190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 満期保有目的の債券

償却原価法

## (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

## (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,218千円増加しております。

## (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	281,421千円	291,976千円
器具備品	758,541千円	651,918千円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
現金及び預金	4,716,352千円	- 千円

## 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

## 4 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	296,815千円	256,031千円

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
受取配当金	-	106,640千円
受取利息	1,423千円	18千円

## 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
建物	-	6,952千円
器具備品	5,300千円	1,204千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月30日 定時株主総会	普通株式	952,560	54,000	平成27年 3月31日	平成27年 7月 1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成28年 6月27日開催の第31回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
1年以内	579,592	626,698
1年超	756,470	191,491
合計	1,336,063	818,190

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

## 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,857,507	10,857,507	-
(2)顧客分別金信託	20,006	20,006	-
(3)未収委託者報酬	5,418,116	5,418,116	-
(4)未収運用受託報酬	1,635,461	1,635,461	-
(5)未収投資助言報酬	382,911	382,911	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	13,114,808	13,114,808	-
(7)長期差入保証金	603,625	603,625	-
資産計	32,032,437	32,032,437	-
(1)顧客からの預り金	0	0	-
(2)未払手数料	2,479,778	2,479,778	-
負債計	2,479,778	2,479,778	-



当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	-
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	-
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	-
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	-
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	12,098,074	12,098,074	-
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	-
資産計	33,227,492	33,227,492	-
(1)顧客からの預り金	304	304	-
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	-
負債計	2,424,622	2,424,622	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,857,507	-	-	-
顧客分別金信託	20,006	-	-	-
未収委託者報酬	5,418,116	-	-	-
未収運用受託報酬	1,635,461	-	-	-
未収投資助言報酬	382,911	-	-	-
長期差入保証金	537,057	66,567	-	-
合計	18,851,060	66,567	-	-

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,279,384	-	-	-
顧客分別金信託	20,008	-	-	-
未収委託者報酬	5,511,715	-	-	-
未収運用受託報酬	1,297,104	-	-	-
未収投資助言報酬	343,523	-	-	-
長期差入保証金	31,201	646,480	-	-
合計	20,482,937	646,480	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,852,587	7,058,420	794,166
小計	7,852,587	7,058,420	794,166
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,262,221	5,310,100	47,878
小計	5,262,221	5,310,100	47,878
合計	13,114,808	12,368,520	746,288

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	182,417
小計	7,176,244	7,358,662	182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
327,278	38,823	8,184

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,633,080	3,028,212
勤務費用	225,881	280,524
利息費用	19,247	-
数理計算上の差異の発生額	285,510	15,494
退職給付の支払額	135,507	116,111
退職給付債務の期末残高	3,028,212	3,177,131

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,028,212	3,177,131
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,028,212	3,177,131

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	225,881	280,524
利息費用	19,247	-
数理計算上の差異の費用処理額	285,510	15,494
その他	170,430	158,924
確定給付制度に係る退職給付費用	701,070	423,954

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

## (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
割引率	0.000%	0.092%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度125,210千円、当事業年度137,310千円であります。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>流動の部</b>		
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金	303,247	308,929
調査費	74,734	79,381
未払金	44,028	45,745
未払事業税	67,598	46,406
その他	7,369	2,071
繰延税金資産小計	496,977	482,535
評価性引当額	2,945	-
繰延税金資産合計	494,032	482,535
<b>固定の部</b>		
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	927,238	972,837
特定外国子会社留保金額	205,413	-
ソフトウェア償却	35,707	18,718
賞与引当金	15,834	12,299
投資有価証券評価損	95	95
その他	5,971	14,592
繰延税金資産小計	1,190,261	1,018,544
評価性引当額	211,267	2,597
繰延税金資産合計	978,994	1,015,946
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	228,513	144,368
繰延税金負債合計	228,513	144,368
繰延税金資産の純額	1,244,513	1,354,113

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.0%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	5.5	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.8
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.5	2.2
その他	1.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6	27.9

(注) 前事業年度において、独立掲記しておりました「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の内訳の組替えを行っております。この結果、前事業年度の「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」として表示していた1.3%は「その他」として組み替えております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	32,339,255	7,401,835	1,909,892	142,903	41,793,887

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% (被所有) 直接 40	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,740,552	未払手数料	471,118

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## (2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	子会社株式 の取得	9,877,717	-	-
							委託販売 手数料	5,483,224	未払手数料	912,899

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

該当事項はありません。



当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコンドル)	投資運用業	% (所有) 直接100	投信の助言業務 役員の兼任	剰余金の配当	106,640	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

### (2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,737,677	未払手数料	489,567
親会社の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託	委託販売 手数料	5,485,934	未払手数料	862,697

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

3. (株)三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。

4. SMBC日興証券(株)の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。

なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,981,449.82円	2,056,143.98円
1株当たり当期純利益金額	231,066.40円	199,502.47円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,076,011	3,519,223
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,076,011	3,519,223
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：千円 )

		第33期中間会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		14,667,306
顧客分別金信託		20,009
前払費用		398,529
未収委託者報酬		5,467,704
未収運用受託報酬		1,390,552
未収投資助言報酬		331,978
未収収益		30,823
繰延税金資産		484,857
その他		20,343
流動資産合計		22,812,104
固定資産		
有形固定資産	1	449,121
無形固定資産		689,045
投資その他の資産		
投資有価証券		11,924,034
関係会社株式		10,412,523
その他		1,439,858
投資その他の資産合計		23,776,417
固定資産合計		24,914,583
資産合計		47,726,688
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		243
その他の預り金		18,672
未払金		2,563,327
未払費用		3,141,458
未払法人税等		908,285
前受収益		8,531
賞与引当金		977,049
その他	2	255,033
流動負債合計		7,872,601
固定負債		
退職給付引当金		3,313,253
賞与引当金		20,083
その他		995
固定負債合計		3,334,332
負債合計		11,206,933
純資産の部		
株主資本		

資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	23,341,758
利益剰余金合計	25,162,963
株主資本合計	35,791,947
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	727,807
評価・換算差額等合計	727,807
純資産合計	36,519,754
負債純資産合計	47,726,688

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位 : 千円 )

		第33期中間会計期間 ( 自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日 )	
営業収益			
委託者報酬			17,308,525
運用受託報酬			2,835,650
投資助言報酬			727,606
その他の営業収益			74,834
営業収益計			20,946,618
営業費用			13,255,417
一般管理費	1		5,122,317
営業利益			2,568,883
営業外収益	2		49,201
営業外費用	3		8,278
経常利益			2,609,805
特別利益	4		31,986
特別損失	5		106,330
税引前中間純利益			2,535,462
法人税、住民税及び事業税			827,642
法人税等調整額			28,344
法人税等合計			799,298
中間純利益			1,736,163

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間（自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263
当中間期変動額									
剰余金の配当							1,887,480	1,887,480	1,887,480
中間純利益							1,736,163	1,736,163	1,736,163
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	151,316	151,316	151,316
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,341,758	25,162,963	35,791,947

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327,116	327,116	36,270,379
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,887,480
中間純利益			1,736,163
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	400,690	400,690	400,690
当中間期変動額合計	400,690	400,690	249,374
当中間期末残高	727,807	727,807	36,519,754

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．資産の評価基準及び評価方法

## (1)有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

## (1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

## (2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3．引当金の計上基準

## (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

## (2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

##### （中間貸借対照表関係）

第33期中間会計期間 (平成29年9月30日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,008,543千円
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額237,363千円の支払保証を行っております。	

##### （中間損益計算書関係）

第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	64,918千円
無形固定資産	99,520千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	42,925千円
雑益	6,025千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	8,278千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	30,103千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	106,200千円



（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

（リース取引関係）

第33期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
1．オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	477,255千円
1年超	28,771千円
合計	506,027千円

（金融商品関係）

## 1．金融商品の時価等に関する事項

第33期中間会計期間（平成29年9月30日）

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	14,667,306	14,667,306	-
(2)顧客分別金信託	20,009	20,009	-
(3)未収委託者報酬	5,467,704	5,467,704	-
(4)未収運用受託報酬	1,390,552	1,390,552	-
(5)未収投資助言報酬	331,978	331,978	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	11,923,736	11,923,736	-
(7)投資その他の資産 長期差入保証金	656,670	656,670	-
資産計	34,457,958	34,457,958	-
(1)顧客からの預り金	243	243	-
(2)未払金 未払手数料	2,365,135	2,365,135	-
負債計	2,365,378	2,365,378	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び(5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

- (7) 投資その他の資産

## 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負 債

- (1) 顧客からの預り金、及び(2) 未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第33期中間会計期間（平成29年9月30日）

1．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	8,658,097	7,538,725	1,119,372
小計	8,658,097	7,538,725	1,119,372
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,265,638	3,335,995	70,356
小計	3,265,638	3,335,995	70,356
合計	11,923,736	10,874,721	1,049,015

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第33期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	17,308,525	2,835,650	727,606	74,834	20,946,618

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第33期中間会計期間 （自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）	
1株当たり純資産額	2,070,280円85銭
1株当たり中間純利益	98,421円97銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
（注）1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	36,519,754千円
普通株式に係る純資産額	36,519,754千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,736,163千円
普通株式に係る中間純利益	1,736,163千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項  
2017年6月27日付で、定款について以下の変更を行いました。
  - (イ) 監査体制の見直しにより監査役の員数を1名減員し5名以内とする定款の変更
  - (ロ) 公告の方法を日本経済新聞に掲載する方法から、電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載)とする2018年2月1日付効力発生の定款の変更
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実  
該当ありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（2017年9月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### 〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2017年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### ロ 販売会社

- (イ) 名称 株式会社常陽銀行
- (ロ) 資本金の額 85,113百万円（2017年9月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

#### ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

- (イ) 名称 BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.
- (ロ) 資本金の額 225,450ユーロ（2017年6月末現在）
- (ハ) 事業の内容 オランダ金融市場庁の監督下で、投資顧問業を営んでおります。

### 2【関係業務の概要】

#### イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

#### ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

#### ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの主要投資対象の一つであるグローバル・リート・マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

### 3【資本関係】

該当ありません。

## 第3【その他】

- 1．目論見書の表紙等にロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
- 2．目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 3．目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- 4．目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 5．有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
- 6．目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
- 7．評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 8．有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。このため、有価証券届出書に他のファンドの情報を合わせて記載することがあります。
- 9．当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）を一体のものとして使用することがあります。



**独立監査人の監査報告書**

平成29年6月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤陽一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷正 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成30年2月20日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 陽 一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・グローバル・バランス・ファンドの平成29年7月11日から平成30年1月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・グローバル・バランス・ファンドの平成30年1月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

平成29年11月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 陽 一 印  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。